

水産政策審議会資源管理分科会  
第108回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第108回資源管理分科会  
議事次第

日 時：令和3年3月23日（火）9:31～13:11

場 所：フクラシア丸の内オアゾ

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第351号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更案等について

諮問第352号 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案について

諮問第353号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

【審議事項】

- ・水産政策審議会資源管理分科会資源管理手法検討部会の設置について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・資源評価スケジュールについて
- ・漁獲可能量留保枠の配分について
- ・特定海洋生物資源の採捕数量等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時間となりましたので、ただいまから第108回資源管理分科会を開催いたします。

本日、事務局を務めます管理調整課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに御案内ですが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手いただき、それから御発言の方をお願いいたします。

また、ウェブ会議での御出席の方々におかれましては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にさせていただくようお願いいたします。また、音声途切れることもありますので、その場合は画面左側のチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員はウェブ参加を含めまして9名中9名の方に御出席いただいております。定数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。また、特別委員はウェブ会議を含めまして10名中9名の方に御出席を頂いております。

まず、配付資料について確認します。

お手元の封筒の中の資料ですが、まず議事次第がございまして、その次に資料一覧がございまして、右肩に資料番号が振ってございまして、資料2-1がくろまぐろに関する諮問第351号に関する資料、資料3-1でございまして、大西洋くろまぐろに関する諮問第352号に関する資料、資料4-1でございまして、許可省令の一部改正に関する資料、資料5でございまして、資源管理分科会の資源管理手法検討部会の設置についてという資料、それから、6-1でございまして、太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示についての資料、資料7-1でございまして、TAC魚種拡大に向けたスケジュール案でございまして、それから、資料8、漁獲可能量留保枠の配分について、資料9が特定海洋生物資源の採捕数量等についてでございまして、資料に不備がございましたら事務局の方にお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、よろしく御協力ください。

それでは、議事進行を山川分科会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は皆様御多用のところお集まりくださりまして、ありがとうございます。

ます。それから、ウェブから御参加の委員の方々もよろしくお願ひいたします。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日は諮問事項が3件、審議事項が1件、それから、報告事項が4件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まずこれより諮問事項に入ります。まず、諮問第351号、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更案等についてです。事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。御説明を始めさせていただきます。

資料2-1を御覧いただければと思ひます。

まず、諮問文について読み上げいたします。

2 水管 第2859号

令和3年3月23日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更案等について（諮問第351号）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量に係る数量の繰越し及び追加配分について、別紙の取扱いとしたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こちらの諮問は、令和2年、漁期第6管理期間ですけれども、TACの未利用分の繰越しと、あと、留保を合わせた形での追加配分のやり方につきましてお諮りをし、その方法に基づいての配分について、審議会に対して事後報告で対応させていただきたいということをお諮りするものでございます。

諮問の対象となる別紙が、1枚めくっていただいて、3ページ、4ページにございます。背景としては、昨年もこういった形で事前にお諮りをした上で事後報告による対応とさせていただいたところございまして、今回、令和3管理年度におきましても手続の迅速化という形で同様の取扱いとさせていただきたいという考え方でございます。

3に繰越し、追加配分についての考え方をお示ししてございます。この内容については資料2-2、5ページ以降の方で御説明をしたいと思いますけれども、繰越し、追加配分のタイミングについては、3段落目にありますけれども、令和2年漁期の終了後1か月以内に未利用分の、漁獲実績を確定して、その後速やかに行うということで、タイミング的には4月末あるいは5月の頭というところを実施するということになるかと思えます。

それでは、繰越し、追加配分の考え方について資料2-2に従いまして説明をしたいと思います。

5ページの下段にはいつもお示ししている管理年度、管理期間の図がございまして、次のページ、2ページ目、ページ番号でいうと6ページ上段、下段にそれぞれ小型魚・大型魚の1月31日時点の漁獲の状況ということでお示しをしております。小型魚についてはこの時点でトータルで漁獲枠の消化状況としては55.2%、大型魚については84.8%、全体の消化としてはそういうことになっております。小型魚の図の中で、徳島県にグレーが掛かっている超過となっておりますけれども、これは前回の分科会で御説明しましたけれども、融通によって既に解消されているという状況でございます。1月31日時点ではちょっと超過となっておりますが、既に解消をされております。

続きまして、7ページ、上段、下段、こちらの方は、くろまぐろ部会の過程、あと、配分の考え方のポイントをお示ししたものでございますので、説明は省略いたします。

続きまして、8ページ、上段に昨年12月の分科会でお示しをした令和3管理年度の配分方針を改めて掲載してございます。今回はこの中身をより具体的にした形での繰越し及び追加配分の考え方ということでございます。

続きまして、8ページ下段、スライドの7ですけれども、繰越しの基本的な考え方ということで、こちらについては昨年と同様でございますので、改めての御説明ということに

なるかと思いますが、基本的には国の漁獲枠の17%を上限に繰越し可能となっておりますので、この17%を国全体の枠として繰越しした上で、国内的には、大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分の10%まではそれぞれに繰越し可能として、それを超える部分の数量については国の留保に一旦繰入れをして、追加配分の原因として使うという考え方でございます。ですので、下に図で書かれているイメージとしてお示ししたものですけれども、例えば当初配分100トン、あと、追加配分で50トン、トータル150トンの枠で漁獲を行って、実績が120トン、未利用分30トンあったという場合には、10トンはそのまます管理年度の令和3管理年度に繰り越しますという形ですし、20トン分については一旦国の留保に繰り入れて、考え方に基いて再配分、追加配分の原因とするという考え方でございます。

続きまして、9ページの上段、こちらは1月末までの実績値を基に、2月、3月分の漁獲は昨年実績を基に推計した繰越しの見込みということを示した表ということでございます。上の表、小型魚についてでございますけれども、こちらはトータルでは繰越しの上限となる681.1トンまで繰り越せるような見込みになっておりますし、大型魚については上限829.9トンに対して800.5トンということで、上限と比較するとかなりの部分を繰り越せるのではないかと、というような見込みとなっております。この点、大型魚については、前回の分科会の方で、大型魚の方が超過リスクが大きいということで、これに備えるためということで小型魚の留保200トン大型魚の留保に振り替えたところでございますけれども、その結果として繰越しが増えるであろうというような状況でございます。

第5管理期間から第6管理期間に対する大型魚の繰越しはトータルで527.5トンでございましたので、300トン弱、去年よりは繰越し自体が増えるということで、台湾からの移譲分300トンが減った分のかかなりの部分は、リカバーと言うか、カバーできるであろうというような見込みとなっております。

続きまして、9ページの下段でございますけれども、この繰越し見込みを基に追加配分をどうするか、というものを取りまとめた表でございます。小型魚・大型魚それぞれについて、左端が当初の配分で、その次に全体としてどれぐらい繰り越せるということ、あと、その右側に各区分ごとを上限10%でどれぐらい繰り越せるかという話、あと、留保への繰入れというのがありまして、繰り入れた留保を留保に残す分と、あと追加配分に使う分ということで「追加配分及び留保枠」という欄がありますけれども、追加配分の考え方については、その下に一律配分ですとか譲渡メリット、消化率メリットといった形でそれぞれ分けて数字をお示ししてございます。一番右側の欄が追加配分後、こういう数字にな

りますよという見込みをお示したものでございます。

続きまして、10ページ上段でございます。こちらは先ほどの繰り返しになりますけれども、10%までは各自が繰り越すということでございまして、7%の、それを超える部分については国の留保に入れて再配分するというところでございます。この10%を超える部分、国の留保に一旦繰り入れた後の国の留保については、この上の四角の2つ目の丸に書いてございますけれども、小型魚708トン、大型魚674.3トンとなる見込みでございます。これを原資に追加配分を行うわけですが、それぞれ国の留保に残す分というのを別にとっておく必要がございますので、下の四角、それぞれ小型魚・大型魚が書いてございますけれども、小型魚については250トン、大型魚については50トンを超えリスク対策ということで国の留保に残すという考え方でございまして、その結果として追加配分に使える数量については、小型魚は458トン、大型魚は624.3トンということの見込みでございます。

続きまして、まず最初に追加配分のうち、今回講じようとする2つのメリット措置の内容について御説明をいたしたいと思っております。その後で小型魚・大型魚それぞれ分けて全体の追加配分の方針を御説明いたします。

10ページ下の段でございます。「譲渡した都道府県への追加配分について」ということで、これは小型魚・大型魚共通の考え方でございます。こちらは融通の中で譲渡していただくようなことがあり、この管理年度においてもかなり進んだ部分があるわけですが、譲渡する側は手続とか県内の調整等負担があるのみでメリットがないというようなところもございます。そこを何とか促進するためのメリット措置ということで、こちらは昨年も大型魚についてこういう譲渡のメリットということで講じたものでございまして、今回は、小型魚についても同様に措置しようということでございます。

メリットの内容としては、他の都道府県等に譲渡した数量を当初配分の7%を上限として追加配分しましょうというような措置でございます。下にこのメリット措置のイメージを図で示してございますが、当初配分100トン、追加配分20トンという中で15トンを他の都道府県等に譲渡したという場合については、当初配分の100トンの7%ということで7トンを追加で配分しますという考え方でございます。

続きまして、11ページの上段でございます。こちらは「消化率が高い都道府県への追加配分について」ということで、こちらでも小型魚・大型魚共通で考えてございます。こちらは、今回、新たに導入をしようとするメリット措置でございます。この消化率が高いところへのメリット措置ということについて、いくつかの県から要望がございまして、他の都

道府県の意見もお聴きした上で、今回、こういった形で提案をさせていただくものでございまして、この上の四角に書かれておりますように、融通で有効活用が進んだということもございませぬけれども、必要以上に漁獲可能量、配分量を増やして、結果として未利用分を発生させてしまうというようなケースも増える懸念があるというところはございます。

下の○で譲渡の促進、あと、自県の漁獲可能量の適切な管理を促進するためということで、消化率8割以上の都道府県に対して追加配分を行おうというのが基本的な考え方でございます。この消化率メリットは、もちろん超過をしないということが前提となりますけれども、消化率が高いということについては、いろんな理由が考えられるかと思ひます。漁場が形成されてよく獲れたとか、他者に譲渡した、あるいは県内の調整を適切に行ったというようなことがあるかと思ひますが、総じて言えば、自県の枠をうまく管理した結果の1つの現れだというふうには言えるのではないかと思ひます。

この点、昨年12月の分科会で、田中委員から県内で融通ルールを作ってしっかりやっている県に追加するようなことも考えたらいかがか、というような御意見を頂きました。そういった意見に直接対応するものではございませぬけれども、そういった趣旨も部分的あるいは間接的には手当てし得るような仕組みになっているのではないかというふうには考えております。

それで、この消化率メリットの配分方法ですけれども、大型魚・小型魚、それぞれ50トンこれをこれに充てて、消化率8割以上の都道府県で均等配分をしてはどうかというような考え方でございます。見込みとしては令和3年2月末時点、この時点の実績はまだ集計中でございませぬけれども、その時点の実績で考えますと、小型魚については9道県に50トン均等配分するということで1県当たり5.5トンの配分、大型魚については4道県に均等配分ということで1県当たり12.4トンというような形に、現状の見込みとしてはなるということでございます。

続きまして、大型魚・小型魚に分けて、それぞれの追加配分方針について御説明をいたします。小型魚については都道府県への優先配分ということで、具体的な配分の方針につきましては2つ目の黒い●に書かれてございませぬけれども、まず、都道府県に一律3トン配分ということで、これは33都道府県になりますけれども、これは3トン一律配分でございませぬ。これは昨年の追加配分の時と同じやり方でございませぬ。

②として、先ほど御説明をした譲渡メリットということで、当初配分の7%を上限に他の都道府県等に譲渡した数量を配分するというところでございませぬ。③が、こちら先ほど



説明いたしました消化率メリットということで、50トン均等割で配分ということでございまして、最後、④として、残りの数量については当初配分の比率で都道府県に配分するという形を考えてございます。

続きまして、12ページの上段でございます。こちらは大型魚に関する追加配分の方針でございます。こちらの考え方として、沿岸漁業については直近年の最大実績までというところがございまして、あと漁獲データの収集に配慮して近海かつお・まぐろ漁業に配分というところが基本的な考え方としてございます。それで、具体的な配分方法については、まず、①として、各都道府県について直近5年間、2019年までの実績の最大実績に混獲管理用の配分量等を加算した数量の97%まで配分ということでございます。100%になってございせんけれども、これは全体の使える数量と、あとメリット措置等々に配分する数量のバランスを考えて、若干削っているというところでございます。

②として、先ほどの譲渡メリットの7%上限での配分ということ、③として、消化率メリットで8割以上の消化率の県に50トン均等で配分ということでございます。その他、④として、かつお・まぐろ漁業、データ収集のためということで200トン配分ということでございまして、最後、⑤として、大中型まき網漁業に50トン配分ということでございます。こちらは、先ほど御説明しましたように、今漁期におきまして200トンの小型魚の留保を大型魚に振り替えて、その結果として繰越し数量が上がったという御説明をさせていただきましたけれども、その結果として、ここに書かれているような、大型魚については①から④のような優先配分すべきところに配分できるような見込みとなっているというところでございます。

この点に関しまして、前回、谷委員の方から御説明があったんですけれども、この小型魚の留保、そもそもは大中型まき網の方から拠出した数量を使っているものだというので、こういったことへの配慮というようなことを求める御意見もございました。そういった背景・経緯について一定の配慮を行うことが適切だということで判断いたしまして、大中型まき網に50トン配分しております。この50トンについては、昨年においては、台湾からの300トンを追加で配分する際に大中型まき網に配分した数量50トンと同量ということでございます。

最後の黒い●でございますけれども、こちらは、仮に今後、大型魚の漁獲が積み上がって、未利用分が見込みより少なくなって、①から⑤の追加配分を行うのに必要な数量が不足する場合の手当てというのも一応お示ししてございます。そういった場合には、まず③

の消化率のメリット、こちらは新たに導入するものでございますけれども、こちらに充当する数量を50トンから10トンまで下げて対応したいと。それでも追加配分に必要な数量が不足する場合については、①の近年の実績配分、最大実績に基づく配分に乗じるこの係数、97%というのを引き下げて対応するというところで考えてございます。現時点の見込みからすると、この規定を適用する可能性は高くないというふうに思っておりますけれども、仮にそういった場合には、事後報告で対応するためということで、こういう規定も明記をさせていただいているところでございます。

その次、12ページの下でございまして、大型魚の最大実績をどうやって適用するのかというところで例を示してございます。直近5年、2019年までの5か年の最大実績を基礎とするということで、この最大実績については実績が1トンに満たないところについては1トンとみなすということ、あと、実績がない瀬戸内海等の都道府県を除く50トン未満の配分の都道府県については混獲管理分として最大実績に5トンを上乗せするというところでございまして、それに97%を乗じた数字まで配分というのが現在の考え方でございます。

続きまして、13ページ、14ページについては、それぞれ小型魚・大型魚について今御説明した形での配分をしていった場合に、各要素それぞれどういった形で追加の配分がなされて、追加配分後の配分になりますというものを、都道府県別に示したものでございます。こちらは、あくまでも現時点の見込みに基づいて、今、御説明した考え方で配分するようになりますというものでございます。

続きまして、15ページについては大型魚の近年の漁獲実績ということで、5年分の実績から最大実績がどうなりますというものを、こちらでも都道府県別にお示ししたものでございます。

最後になりますけれども、17ページ、「かつお・まぐろ漁業関係団体による自主的な漁獲割当て（IQ）について」という文書でございまして。こちらは、今回200トン、漁獲データの収集のためにかつお・まぐろ漁業に配分ということになってございまして、こちらの、このデータ収集については、今漁期の漁獲の積み上がり等々でいい形でのデータ収集になっていないということで、4月からの管理区分になりますけれども、自主的なIQを実施することによって対応しようということとなっております、それについて、業界団体が作成をした自主的なIQの実施内容、取組内容が示されておりますので、それについて御説明をいたします。

背景・経緯はここに書かれているとおりでございまして、今ほど私から御説明したよう

な経緯で自主的な取組として試験的な I Q を組み合わせた管理という形になっているというところでございます。

2として、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会による取組の骨子ということで、どういう形で進めるかというのをお示ししたものでございます。

(1)として配分ですけれども、当初は均等割で配分をするということ、あと、漁船間の I Q の移転ということで、こちらについては、漁業者間個別で調整しての移転は行わないと。一方で、同じ船主が所有する複数の漁船の間での I Q の移転は可能とするということでございます。②として、個別の調整による I Q の移転を行わない代わりに、近かつ協、団体の方が、定期的に I Q の抛出する希望者と受入れの希望者の調査を行って、移転手続を行うと。これは漁期前に 1 回やりまして、その後、4 月からは月 2 回実施していくというところでございます。

移転の手続ですけれども、受入れ希望が抛出希望を超える場合には、1 隻当たり 1 トンとなるように抽選で受入れの船舶を決定するということと、I Q 抛出が進むようにということで、移転時期に応じて I Q 抛出数量の一定割合を漁獲実績とみなして、次の年、自主的にやる場合ということだと思いますけれども、I Q の配分計算で使用するというので、早い時期に抛出した方が割合として高い割合で実績とみなしますよということのようで、例としては、5 月に 500 キロ抛出した場合は 9 割、490 キロを実績と同等な扱いをするというところでございます。

移転手続実施後、これは月 2 回ですけれども、移転結果を含めて、全船 I Q を行っていますよという公表をするというところでございますし、その他として、超過の場合は翌年から削減ということ、あと、7 月 1 日から 9 月 30 日は休漁期間ということになっております。

最後のページ、18 ページでございますけれども、水産庁の対応でございます。制度的にはいわゆるオリンピックで管理するわけですけれども、その下で自主的な I Q 管理に取り組むということで、指導通知を発出することとしております。この指導通知の内容については、今漁期について、近かつ協の自主的な取組内容を尊重しようということ、あと、近かつ協に加入していない非会員船が 5 隻ございます。全体としては二百数十隻の中の 5 隻でございますけれども、そちらの取組内容、こちらについても自主的な I Q を実施してもらいたいということで、こちらについてはまだちょっと調整中のところがございます。その調整結果について通知に書き込むというところでございます。

③として、こちらは近かつ協と非会員船、それぞれ別の自主的な I Q をやるという想定

で書かれてございますけれども、こちらはそうなったときには過去の漁獲実績を勘案した漁獲量の目安の数量を通知して、その数量の範囲内で自主的 I Q に取り組むよう指導するというところでございます。

最後、④として、来年の漁期に公的な I Q への移行を目指すということになりますけれども、移行の際には、これら近かつ協、非会員船の自主的な I Q の取組状況を考慮するとさせていただきます。こちらは、昨年11月の分科会でお示しした資料でも、今期の運用状況等を精査して、公的な I Q 管理への移行を検討する、というふうに書かせていただいておりますので、それに沿った形での進め方ということになるかと思えます。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等よろしく願いいたします。

倉委員。

○倉特別委員 長いこと欠席をしております、ピントの外れたような意見、御質問をするかもしれませんが、お許しを頂きたいと思えます。

融通という仕組みを動かしていただいておりますが大変有り難いんですが、今年の場合、京都の定置なんですけれども、2月に入りましてから小型魚が積み上がってきまして、それで2月20日頃だと思えますけれども、まくり出しといいまして、いわゆる網をもう揚げてしまって、そして、中にいる小まぐろ、30キロ未満を全部出してしまおう、そんな作業がずっと続いておりました。そうした中で、大きい方の30キロ以上の漁獲がまだ余裕ありましたので、それで大きい方を5トン、これをお返しするので、小さい方を5トン頂きたいと、そういうお願いを京都府を通じてさせていただきました。それが2月20日頃だったと思えますけれども、そのお願いに対して、いいよという返事が来たのは3月10日頃だったと思えますね。ざっと半月、20日ぐらい掛かっているということなんです、その間に変わってきたんですね。小さい方が獲れなくなってきました、大きい方が獲れ出したというふうな、そういう動きになってきました。

ここでお願いしたいのは、その融通という仕組みをもう少しスピーディーに動かしていただくと有り難いなど。海の中は常に変わっておりますので、そういった状況が1か月も続くようなことは恐らくないですね。半月ぐらいで変わってきますので、そういった点についてはスピーディーに動かしていただきたいというのがお願いでございます。

○山川分科会長 融通に関する御要望ですけれども、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

まず、融通については、相手方が、交換にせよ譲渡にせよ、相手方がいいですよというところまでの時間というのがまずあって、そちらについては、なかなか水産庁の方でどうできる部分というのは少ないのかなというふうに思います。一方で、調整が整ったときに、手続を可能な限り、我々も迅速に進めているつもりではございますけれども、更にスピーディーにできる余地がないのかというのは、引き続き検討したいと思います。

○山川分科会長 倉委員。

○倉特別委員 そういった場合に保留枠を運用するというふうな、そういう考え方はないですか。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 国の留保枠から出すとなると、これはなかなか超過リスクへ備えるという点で、漁期終わりになれば出せるんじゃないかみたいな御意見もあるかと思うんですけども、そうすると、漁期が後半になる都道府県だけが恩恵を受けるというようなところもあるかと思えます。なかなか漁期初め、要は年度の初めの方に留保を減らしてというのはないかと思えますので、そういったことから、基本的には留保からの配分というのは、漁期の当初に、今回お諮りしているように繰越しと合わせて実施するという形にしているところではございまして、そういう途中の段階で国の留保から出すというのは現時点では考えてございません。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

大森委員。

○大森（敏）委員 最初に教えていただきたいことが2点あります。

まず1点は、譲渡した追加配分、10ページ、ここで追加配分が第6管理期間で20トンあって、その15トン譲渡したと。その当初配分の7%を翌期の追加配分にする、こういうことですね。そうすると、これをずっと繰り返していくとどんどん減っていくということになるのでしょうか。例えばこの7トン分、これのうちのまた例えば5トン翌期で譲渡したといったときには、100トンの7%がずっと確保されていくことですね。分かりました。

それからもう1点は、一番最後の18ページの近かつ協の所属船と非所属船のことなんです。これは、これから水産庁が調整されるということですけども、近かつ協では全体枠200トンも含めてIQで均等割するということですけども、非所属船に対する水産庁の

今の考え方とか、そういうものはあるんでしょうか。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、よろしくお願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 すみません、かつお・まぐろ漁業室長が対応させていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

○山川分科会長 では、石塚かつお・まぐろ漁業室長。

○かつお・まぐろ漁業室長 大森委員、ありがとうございます。

現在、近かつ協に所属する船が大宗でございまして、約250隻ございます。非会員船が5隻とされておりますけれども、水産庁といたしましては、一貫して近かつ協の取組と歩調を合わせた同様の取組、自主的IQ、これを目指して非会員船と協議を続けてきているというところでございます。ただ、今のところ、まだ合意されておりません。協議中でございますので、ある意味、もし同じ土俵でできないということになった場合には、お手元の資料の18ページの3の③に明記しておりますように、近かつ協と非会員船に対して過去の漁獲実績を勘案した漁獲量の目安、この数量をそれぞれ通知して、それぞれその数量の範囲内で自主的IQに取り組んでいただく、こういう考えでございます。

ただ、いずれにしても余り時間がございませんけれども、最後まで同じルールに基づいて全ての船が自主的IQに取り組めるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○山川分科会長 大森委員。

○大森（敏）委員 この自主的IQというのは、前回200トン、これは国際資源評価に近かつ船の漁獲がつながるということで、200トンを超えたものの先取りが起り調査時期にその枠がなくなったということから、田中委員からも御指摘があって、こういったIQ方式を取るということになったわけで、そのとき所属船、非所属船のお話というのは特になかったわけですが、国際的に資源評価をしっかりとっていくという面で枠を与えているということもあるわけなので、しっかりと近かつさんの取組が全体でちゃんと管理され、万が一にもその枠を超過するなんていうことがあってはなりませんから、そういったことを水産庁はしっかりと指導していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

○大森（敏）委員 続けてよろしいでしょうか。

○山川分科会長 どうぞ。

○大森（敏）委員 それで、今度は意見ですが、先ほど倉委員からもありましたように、

沿岸というのは取組の参加者も多いわけですし、非常にその管理が難しい。急に明日獲れなくなるとかという先ほどの話もあるように、そういった中で漁業者、また、各行政もたゆまぬ努力で何とかこういう枠の超過リスク、これを減らしてきたということがあります。今日の説明で追加配分等々で沿岸に配慮するという形で組んでいただいたことについては大変有り難く思うんですけれども、やはり沿岸漁業者の資源管理の取組意欲、これが減退するようなことがないようにしっかりお願いしたいということでもあります。

その中で、12ページの上の部分で①から⑤まで、これは大型魚の追加配分の方針を示された中で、⑤の大中まきに50トン配分するということについて、先ほどの説明では小型魚に対して拠出した部分、これを勘案してというような一定の配慮、こういうお話でしたけれども、例えば10ページの上のところでも国の留保枠からの追加配分のベースとなる部分で、大型魚のところにも、沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業に優先的に配分すると。ただし、超過リスクに対して最低限50トン国の留保に残すということで、この50トン削った部分、この留保枠から大中まきに50トン配分すると、実質的にはそういうことになるわけなので、超過リスクを削った分というのを、ここでまた消している形になりかねないんじゃないかというふうにも思う次第です。

沿岸としては都道府県への配分を最大化していただきたい。今回こういった考え方を示されたわけですが、それを都道府県への配分、沿岸への配分、これをしっかりと優先していただきたい。その面で私は12月16日の分科会でも申し上げたとおり、国の留保枠の超過リスクは相当減少させてきているわけなので、留保枠を沿岸に振り分けるということについて検討していただきたいということ、また、小規模な経営ほど1本のまぐろの価値が大きいということで、その依存度を考慮した沿岸への枠配分の再検討をしていただきたい。それを踏まえて経営安定対策の実効性の検証もしていただきたい。先ほど言った大型まき網に対する配分のこともありますが、やはり現行ルールをこれからもずっとしていくのかどうかということも踏まえて、やはり沿岸への特段の配慮、これを検討していただきたいという話をしました。

今回のこの方針の中では、前回の考え方に基づいた配分ですから、私が申し上げた意見については一切受け入れていただいているというふうには考えます。引き続き国の留保枠の沿岸への振替をはじめとして、意見について再検討していただきたいと思う次第です。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。魚谷資源管理室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

超過リスクへの留保での対応としてどのぐらい必要なのかというのはいろんな御意見があるかと思えます。現状では、水産庁としてはこれまでと同程度の数量は確保する必要があるという判断で今回の諮問をさせていただいているんですけれども、特に小型魚については大型魚に振替も可能ということで、大型魚が漁期中に積み上がるような場合には、前回御承認いただいたような形での振替という形で使うということも可能であって、状況によっては、今回のように、副次的な効果としての繰越しの増加ということも期待されるということで、国として小型魚の留保をそれなりに確保するというところは重要だというふうに考えています。

また、この留保自体、利用されないまま消えてなくなるというわけではなくて、全体の漁獲の状況にもよりますけれども、繰り越されて翌年の当初で、今回のように追加配分されるということもございますので、少なくとも今回については、こういう形での国の留保として250トン、大型魚については50トンになりますが、それぞれ確保することが必要だという考え方でございます。

あと、大中まき50トンについては先ほど御説明したように、今回繰越しが増えたところのもともとのところ、というのを配慮して、結果として優先配分される先になるかつお・まぐろ漁業と沿岸漁業に手厚い配分、そちらの方に恩恵が享受されるような配分をしているというふうに考えておりますので、その点については御理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 大森委員。

○大森（敏）委員 そういう説明になるんでしょうけれども、国際的な枠の増加というのが成し遂げられていない中で前期は台湾からの300トンの移譲というものがあって、そういう中で大中まきへも50トンというものが実現しているわけなので、それが今回なくなった中で留保や繰越し、そういうものを活用しながら全体を動かしてこういった数字を出しているということですが、やはり総枠からすれば中身が違うわけなので、そういったことをやはりしっかり考えて、沿岸漁業者が「何なんだ、それは」というようなことにならないように丁寧に説明していただきたい。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。御意見いただいたということで。

大森委員。



○大森（敏）委員 第7管理期間はこういうふうにしたいというお話と私が申し上げた意見について、今後検討していただけるのかいただけないのか、そこについて回答いただけないので、その考え方を教えてください。

○資源管理推進室長 経営への依存度等々のところについての御検討ということでございます。くろまぐろ部会では、依存度というのはなかなか定量化できないということで、基本、実績というところで反映するということになって、現在の考え方の取りまとめになっているというふうに理解をしております。これを更に見直すとなると、再度、くろまぐろ部会を開いてというところになるだろうというふうに考えておりますけれども、現時点で、即、部会を立ち上げてというところまでは考えておりませんが、引き続き、今の配分の方法を更に見直す必要があるのかというところについては、常に考えながら対応していきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 大森委員。

○大森（敏）委員 W C P F Cの協議で枠が増加するということになれば話は全く別ですが、これがかかわないということになると、またこの第7管理期間の考え方を横に置きますよというのを基本にやられてしまうと、ずっとふつつつとしている不平不満というのがたまったままになりますので、もしそういった状況になったときに部会を再度設定していただくなり、その検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 苦勞されているのは沿岸の方々だけではなくて、クロマグロに関連する漁業種類、皆さんそれぞれに御苦勞されているものというふうに理解をしております。そういう中で、現在の配分の考え方、くろまぐろ部会で何回も議論を重ねて取りまとめたものですので、軽々に変えるというものではないと思いますけれども、これを未来永劫変えないということでももちろんないかと思っておりますので、そこは状況を見ながら考えていきたいということになるかと思っております。

○山川分科会長 そのような……。

○大森（敏）委員 すみません、しつこくて。いろんな漁業種類が努力をしている、これは事実だと思いますけれども、そもそもW C P F Cの管理の主体はまき網漁業でしょう。それに引っ張られて沿岸も入っていかざるを得なかったと、そういう経緯の中であるわけです。今の現実は分かりますよ。でも、そういったこともあるわけなので、少し言葉に気を付けていただきたいと思います。

○山川分科会長 内田委員。

○内田委員 質問なのですが、17ページ、資料2-3のところでI Qを超過した場合に翌年の当初I Qから超過量を削減と。これは1隻についてのことですか、それとも総量のことなんでしょうか。

○山川分科会長 石塚かつお・まぐろ漁業室長、よろしくお願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 内田委員、御質問ありがとうございます。

近かつの今回の自主的I Qの取組でございますけれども、超過した場合、翌年から削減するというのは1隻ごとにカウントするという事で制度設計していると承知しております。

以上です。

○内田委員 それでは、総量についても翌年は減るという形になるわけですか。その1隻が超過したら、もしぎりぎりまで総量が満たされているとすると、1隻の超過によって翌年は減らすというふうな、そういう形。

○かつお・まぐろ漁業室長 御質問ありがとうございます。

総量管理については、政府のT A Cの上限ということでこれは決めることになりましてけれども、業界の中での自主的な管理のやり方としてこういうルールを作ったということでございますので、実際公的I Qを導入するに当たっては、こういった全国近海かつお・まぐろ漁業協会の自主的なI Q、これの結果を考慮すると。政府としては考慮するという事でございますので、上限はもちろん増えたり減ったりはしませんけれども、中での業界の調整というんでしょうか、これを尊重するという事でございます。

○内田委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

多分今の質問は、ある1隻の船が超過したことでトータルの枠を超過してしまったという場合、トータルの枠から翌年は減らされるんだよねという質問じゃなかったかと思うんですけれども。つまりある1隻が超過したことによって全体の枠を超過してしまったと。その場合は翌年の枠はその分減らされるんだよねという理解でいいかと。

○山川分科会長 石塚かつお・まぐろ漁業室長。

○かつお・まぐろ漁業室長 田中委員、ありがとうございます。

その点については、公的I Qを導入する際にどういった算定をするか、どのような考慮

をするかということについてはまだ決定事項はございません。田中委員の御指摘あるいは内田委員の御指摘のような御心配はあろうかと思えますけれども、いずれにしても制度設計の際には齟齬がないようにしっかり対応してまいりたいと思えます。今回はあくまで業界内の自主的なルールとしてこういった枠の抛出のインセンティブあるいは枠を超過した場合のサンクションというか、こういうものを決めて取り組んでいくということでございますので、ただ、日本のかつお・まぐろ漁業のTACの配分ということについて個別の漁船の自主的IQの実施状況、これをどのように考慮して算定して割り当てていくかということについては今後の課題ということで、今日の御指摘をしっかり踏まえて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 補足というか、説明させていただきます。

今回、あくまでも自主的なIQということで、制度上は今までのオリンピックの総量管理となります。総量管理の下で自主的にIQをやっていただくということでございますので、もし今回、自主的IQをやる管理区分に割り振った数量をトータルとして超えた場合というのは、これは、基本方針の方にも翌年その分は差し引きますよと書いてございますので、来年、我々の目指すとおりの公的なIQになるのか、あるいはもう一回試験的になるのか分かりませんが、管理区分に割り振る時点で、トータルでの超過分は差し引くということになります。

以上でございます。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 水産庁にこういうことを想定しているのかちょっと確認しておきたい。

従来どおりの回遊があり漁があつて、令和2年度第6管理期間の未利用分が見込んだとおりで組み立っていますが、第7期間に入った後、極端な不漁になった場合、WCPFCのTACが同じ場合、第8期間は、追加分がこの数字のとおりで90%になるのか95%になるのか分かりませんが、そういった場合の対応というのはどのように考えているのか。マグロだって浮魚ですから、今は漁があるという想定の下で作っていますが、極端な不漁になった場合、どのような対応をするのか、そういうことを想定しているのかしていないのかを含めて教えてください。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 来管理年度どのくらい獲れるかというのは、正に蓋を開けてみないと分からないところもありますけれども、資源としては回復基調にあつて、極端に獲れないような状況になるというのは、想定を余り、私個人としてはしていないという状況です。やはり皆さん苦勞して管理されているという状況が、引き続き、増枠が実現しない限りは続くんだらうというふうには思っております。

○山川分科会長 高瀬審議官。

○資源管理部審議官 ちょっと補足をしますけれども、このクロマグロの管理は非常に苦勞して今の形、今もまだいわゆる完全な管理体制という意味ではまだまだ不備はたくさんあると思いますけれども、苦勞してここまで持ってきているということなのですが、いくつかの管理期間に分けて細かく細かく調整するというのは、超過しないようにするというのも大きいんですけども、また逆に細かく分けることによってなるべく枠を有効に使うというような意味合いもありますので、これが本当にただのオリンピック方式でやってしまうと、獲れないときは本当に枠を余らせてしまって非常に無駄なことになってしまうんですけども、いくつかの管理期間に分けて細かく調整することによってそういうことが起こらないようにもしているということで御理解を頂ければと思います。

○高橋特別委員 獲る話は大いに結構なことで、皆さんが幸せになれることですから結構なんですけれども、獲れなかった場合のこともどこかで想定をしておかないと、ほかの漁業者もそうですけれども、獲れる年と獲れない年、全く獲れない年が続く場合、様々なケースがあるわけですから、獲れた場合の論議だけではなくて、獲れなくなった場合の論議というのもきちんとしておいた方が私はよろしいんじゃないかなというように思いますので、その辺はこれから水産庁はどうするのか注視して見ていきたいなというふうに思っています。 以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

あと、ウェブから御参加の川辺委員から御意見があるということですので、よろしくお願いたします。

川辺委員、いかがでしょうか。

○川辺委員 すみません、今ミュートで話してしまいました。失礼いたしました。

意見ではなくて質問なんですけれども、9ページの上の表で第6管理期間における繰越し見込みというのが、小型魚・大型魚について示されているわけなんですけれども、そもそも未利用分というのがなぜこれだけ発生しているのかを教えていただけないでしょうか。

つまり、資源が多かったということもありえるでしょうけれども、自分の漁をおこなうところで漁場が形成されなかったとか、あるいはそもそも割当てが多過ぎたんじゃないのかとか、繰越しが多かったんじゃないのかとか、いろいろ理由は考えられるかと思うんですけども、この辺りのところを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 御質問ありがとうございます。

一概に、これだからここまで余っているというのは、なかなか地域なり漁業種類によっても事情は違うと思います。そういう中でいろいろ考えられることとしては、まず皆さん獲り控えに努力されているという部分はあるかと思います。一方で、このTAC制度でやると、いろんなところに配分をして、その中でそれぞれが管理するという仕組みになります。そういう中で漁場の偏りですとか、そういう枠がいっぱいになったら止めるとか、いろんな中で余裕があるところとないところできて、ないところは獲れるような状況でも止めてというような中で、そういう配分と実際の漁模様とのミスマッチというのは生じている部分はあるかと思います。そういうのを埋める努力として、水産庁が間に入っている融通とかをやっているわけでございますし、それを進めるということで、譲渡メリットあるいは今回導入した消化率メリットという形で、そういう柔軟性というかそういったものを持たせているというところでございます。

なかなか当初の配分ですと、漁が始まったときにどうなるか不明なので、最初の時点から人に譲りますというのはなかなか言えないと思うんですけども、そこは漁模様が大体明らかになる中で、融通なり何なりを進めていくということですし、一方では、各都道府県内での調整というのも更に進めていただければ有り難い、こういったところの未利用分というのも減るといえるのか、消化率としては上がることにつながるんじゃないかと思います。これが減ることというのは、つまり繰越しが減ることにもなるので、どちらがいいのかというのは必ずしも言えないかと思いますが、枠がある以上有効活用していただくというのは前提かと思っておりますので、そういう柔軟性を持たせる努力というのは、引き続き水産庁としても努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 川辺委員、いかがでしょうか。

○川辺委員 どうもありがとうございます。いろいろ工夫されてというところはよく分か

りました。融通というのもすごくいいシステムだなと思う反面、やっぱりその次に繰り越していくと増えてしまうという仕組みなので、全体的に見直すということもまた必要になってくるのかなというふうに、この未利用分を見ながらちょっと思った次第です。

その関連でもうひとつ伺いたいのですけれども、今回のクロマグロの未利用分についての配分方法として、③で小型も大型魚もそうですね。漁獲量の消化率が8割以上となった都道府県に対して50トン进行均等割で配分するということになっているかと思ひます。均等割というものの合理性というのは何なのかなというのも、ここで考えてしまいました。つまりTACの配分というのはそれぞれ実績に基づいて配分していくわけですが、それを今度は均等に割って配分するところがちょっと引かかっています。これについて御説明いただけると有り難いです。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 御質問というか御意見ありがとうございます。

こちらの50トン进行均等割にしたというところは、台所事情と言うか、全体として使える枠の中で、これを例えば譲渡メリットについては当初分の7%ということで、当初枠に比例する形で、多くなるような形でやっているわけですが、こういったことにした場合に、この消化率については一部譲渡と重なる部分があつて、そこは重複する部分があるという中で、枠のそもそも大きいところがより手厚くなってしまうというところがございます。

あと、ちょっと先ほどの話に戻るんですけど、全体として使えるものが限られている中で、こちらは新しく導入するメリット措置ということで、例えば均等にしても各県何トンで全部付けますというようなことになったときに、今後2月、3月でどんどん消化率が上がると、ここに消化率が高い県が多くなったりするとなかなか全体の枠の中で調整し切れなくなる部分があるということで、こういう新たに導入するものとして、まずは手堅くというか、上限として50トン、それぞれやろうというところからまずは始めようということで、50トンの均等割と。要は、この消化率メリットに充てる総量をまず決めて、その中でうまく県内調整等をして消化率が上がった県に等分で配分しようと、そういう考え方でこのやり方を採用したものでございます。

○川辺委員 ありがとうございます。

理由は分かりました。もう一つ一つ疑問に思つたのは、もし消化率が8割以上で10割以上になってしまった、つまり超えてしまったところに対しては、これはどういう対応をさ

れるんでしょうか。やっぱり均等割で配分するのに含まれるんでしょうか。

○資源管理推進室長 その点については、先ほど御説明の中でも、もちろん超過しないということが前提でございます、ということと言及いたしました。超過した場合は先ほどのIQの話でも出ましたけれども、翌年から差し引くという話ですので、そこは超過しない中での80%以上ということで考えていただければと思います。

○川辺委員 分かりました。ゲームのような非常に難しいところだなと思いながらお伺いいたしました。どうもありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○坂本委員 坂本です。聞こえますか。

○川辺委員 よく聞こえています。

○山川分科会長 坂本委員がウェブ上から御発言あるということですので、田中委員、ちょっとお待ちください。

○坂本委員 銚子の坂本です。

私のところの漁港というのはまき網もありますし、更にまた大目の流し網であるとか、更に沿岸の小型、そしてまた、それこそ19トンの近かつのまぐろ船もいるわけなんですけれども、それぞれの業界がそれぞれにしっかりと資源管理をやってもらって、そして、全体の枠が増えていくというようなことがベストなんだというようには思っていますし、そういう具合にやっていってもらいたいなというふうに思うんですけれども、一方で沿岸小型にとりますと、やはり非常に資源の管理というのが難しいという中で大変苦勞してやっているというのは、先ほど倉委員からも、また、大森委員からも指摘があったとおりだというように思います。

そういった中で、クロマグロに関しては、小型魚が増えているということは大型魚も増えると、これは相関関係があるというのはもうはっきりしているということなので、大型魚を主に獲っている近かつの方々にも、今後の大型魚の管理というのをしっかりやってもらって、大型魚がちゃんとした管理をされていくことによって、また卵があつて小型魚が増えていくと、そういういい循環というのを作っていってもらいたいというふうに思うんですけれども、この大型魚の管理について、水産庁の方でもしも何かお話があればお願いをしたいと思います。

これが1つなんですけれども、あともう1つは、先ほどIQのことについて川辺委員の方からもお話がありましたけれども、ちょっと資源管理というのからは少しずれちゃうの

かもしれないんですけれども、I Qをやる目的の1つに資源を安定させるということもあるし、そういうI Qによって、実は魚の値段を上げていこうと、そういう考え方もあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。これは流通の方にも関わってくると思うんですけれども、I Q、特に近かつなんかのI Qの場合には、沖で獲ったものの数量が分かるわけですから、そういうものというのを例えば陸上の買う人間たちに情報として出して、そのところで値段を上げていくというような、そういう買う人たちと、それから、沖でI Qなんかでしっかり獲っている人たちとの連携みたいなものというのを将来的につなげていけばもっといいやり方というのが出てくるんじゃないかなというふうにも思うし、漁業者にとってみると、そのところで値段が上がってくればいいことだというように、経営が安定してくるということでもいいことだというふうに思うんですけれども、これはちょっと資源管理からは少しずれてしまうと思うんですが、水産庁の方で何かこの辺に関して考え方があれば教えていただきたいと思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 御意見、御質問ありがとうございます。

まず、近かつの大型魚の管理をしっかりということでもございました。これについては正に今回、今漁期の反省も踏まえて自主的なI Qということで取り組んでいただくということで、また、先ほど説明しましたように非会員船の部分についての調整も残っておりますけれども、しっかり、まずはこの自主的なI Qの試験的な取組がうまくいくように水産庁として指導等、しっかり対応していきたいと思います。

あと、I Qについては、おっしゃるとおり基本的な考え方としては先取り競争を回避して、それぞれの漁業者が自ら漁期ごとに何トン獲れるか分かっているという中で戦略的に漁獲時期あるいは水揚げ時期等を自ら判断してやっていく、ある意味、利益が最大化できるように対応していくという考え方だと思います。具体的な中身について、買う側との連携といったところまで、ちょっと私の立場でこういうことを考えておりますというのはございませんけれども、具体的な個々の経営に関わる話でもありますので、そこについても何らかの形で支援する仕組みというのは水産庁全体として考えていくべきかというふうに考えます。

以上でございます。

○坂本委員 どうもありがとうございます。

大型魚の管理に関してはよろしくお願ひしたいと思います。また、I Qに関して陸上と



いか流通の方としっかりした情報の共有というようなものというのもあった方がいいんじゃないかなというふうに思うんですね。結局、それぞれの船のIQがどれぐらい消化されていくのかというようなことに関しても、買う人間の方にそういう情報がなければそれぞれがどういう形で買っていくのかというようなことというのでも分からないという部分があるし、せっかく船がIQをやっているけど値段の方が上がらないとかそういうようなことになっては、ある意味、もちろん資源の管理というのが最初にあるわけですが、それと同時に経営の安定ということを考えると、そういう流通に関しての情報の共有というようなものというのでも必要なことじゃないかなと思います。こういうことというのは、我々の地方の卸売市場を運営している漁協だけで考えられる話でもないので、やはりその辺のところも水産庁さんにもいろいろ知恵を出して一緒にやっていっていければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見いただいたということで、よろしくをお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

2つコメントさせていただきます。まず最初に今のIQの件なんですけれども、IQを入れることで先取り競争を避けるというのが1つ狙いとしてあるわけなんですけど、実際にIQを入れても漁期初めに操業が殺到してしまうと同じ結果になってしまっていて、単価が一斉に揚がるものだから安くなっちゃうと。実際にそんなことをしたら損になるというのに気が付くと、例えばほかの船団が先に水揚げして安くなって少し荷がさばけた後ぐらいに、荷がなくなったときに揚げるというやり方を頭のいい人たちはするわけですね。これ、実際にアラスカのカニ、キング・クラブだったかな、これはそういう戦略なんです。他船が揚げた直後に揚げると単価は安いので、加工場の処理が終わった頃を見計らって揚げると。これは実にアメリカ的というか個人主義的なやり方で、各自が情報を共有しないで個人の才能というか、そういうものでやるやり方。もう1つは、もし近かつの人たちが集団的に操業できるのであれば、一定間隔でなるべく水揚げして、一時に荷が揚がらないようにすれば大分価格は上がってくるんだと思うんですね。だから、そういう操業をすることで経営的なメリットがあるはずなんです。

これが1点目のコメントで、それから、2点目は川辺委員の方から消化率の話があったんですけど、これはなかなか難しい問題もあって、これをよく見ると小型魚の消化率

の方が大分低いんですよ。これはなぜかという、1つの理由は、ここ2、3年小型の加入は少ないというのがあって、必然的に小型魚の獲れ高が下がっちゃうんです。でも、卓越年級が出ると、今度は小型の割合がぼんと増えて、小型の消化率が一気に上がっちゃうんですね。これはなかなかそういう変動もあるので難しい。大型と小型を分けると難しい問題が出てきて、国際的には小型魚の混獲を減らせというふうに一般的に言われるので、日本としては分けざるを得ないというところもあるわけですね。最近ちょっと低いというのは、そういった理由が1つ考えられます。

○山川分科会長 どうも貴重なコメントをありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

倉委員。

○倉特別委員 このTACを動かし出したとき、何年後にはこうなる、何年後はこうなんだと、そういう絵を描いていましたよね。その絵のようになっていますか。

○山川分科会長 これは高瀬審議官、よろしくお願いします。

○資源管理部審議官 資源の回復という意味ですかね。資源の回復という意味では、恐らく予想したよりもいいぐらいだと認識しています。ただ、枠が増やせていないというのは先ほどから御指摘のとおりでございまして、WCPCFの中でクロマグロの漁獲枠というのは決まるわけですけれども、回復のスピードは思ったよりも早いんだけれども、そもそも非常に低いレベルであって、まだもう少し回復しないと枠を増やすのは賛成できないという国が多いということでもまだ増枠には至っていないと、そういう状況であります。

○倉特別委員 今回のコロナ騒動で、不要不急の外出はしないですとか、あるいは3密を避けろとか緊急事態宣言まで出たりして、一定の効果はあってもそれ以上望めないところがあるのかなというふうな、最近はそのような報道も耳にしたりするんですけれども、信じてこのクロマグロTACを進めておって、きっと増えるぞと。きっと増えた暁には、また思い切って獲れるときが来るんだろうなというふうに私たちは思ってやっていますので、コロナウイルスの場合は不要不急のほかには何か次から次にワクチンを打つだとかそういう方法も出てきておるんですが、クロマグロの資源管理、魚の資源管理についてはこういう方法しかないのかなと。つまり一定数量以上取らないようにして、それでもって増やしていくと。ワクチンがあるわけではありませぬので、こういう方法しか恐らくないのかなというふうに思っていますので、私たちは信じてやっています。信じてやっていますので、私たちが皆さんの主導に大変依存するところが高うございますので、しっかりとしたりー

ダーシップを発揮していただきたいというお願いでございます。

○山川分科会長 どうも御意見ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。オンラインから御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、ほかにないようでしたら、クロマグロ漁獲可能量の変更につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

特に御異論ないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第352号、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案についてということで、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長でございます。

お手元の資料3-1を御覧いただきたいと思います。

まずは諮問文を読ませさせていただきます。

2 水管 第2835号

令和3年3月23日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第352号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、このことについてお手元の資料を3枚めくっていただきまして、資料番号3-2、下のページでは4ページですね、こちらを御覧いただきたいと思います。

まず概要でございますけれども、これまで大西洋クロマグロにつきましては、指定省令の57条の規定で個別割当てによる漁獲量の管理を行ってきたところでございますけれども、今般の漁業法の改正によって、漁業法第15条第1項の規定に基づいて、農林水産大臣は資源管理基本方針に即して特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに漁獲可能量等を定めることとなり、国際資源につきましても順次特定水産資源に加えていくこととなっております。

これに伴いまして、大西洋クロマグロ、海域が2つございますけれども、これについて基本方針第3の1の(2)の規定に基づいて特定水産資源に位置付けられまして、具体的な資源管理方針が別紙2-13及び別紙2-14にて定められたことから、本方針に従って今般漁獲可能量の設定を行うこととなったところでございます。

2番の令和3管理年度漁獲可能量でございます。

令和2年の大西洋まぐろ類保存国際委員会、I C C A Tと称しておりますけれども、I C C A Tの年次会合では、新型コロナウイルス感染症の影響で中止されましたが、令和2年末に失効する措置の方針等の重要事項のみメール等で協議されました。この協議の結果、大西洋クロマグロについては令和3年漁期における我が国への初期割当量は西大西洋で407.48トン、東大西洋で2,819トンと決定されたところでございます。

次のページを開いていただきたいと思います。

5ページでございますけれども、今、初期割当量が決定されたとお話ししましたけれども、これに加えてI C C A Tの方では勧告の規定で昨年の漁獲可能量の獲り残し分を繰り越すということが認められております。令和2年漁期からの繰越しが可能な割当量は、西大西洋海域では2.82トン、東大西洋海域では57.64トンでございます。これを踏まえまして、令和3管理年度における漁獲可能量は、西大西洋海域では初期割当量407.48トンに繰越し分の2.82トン、これを加えまして410.30トンということになります。東大西洋におきましては、初期割当量2,819トン、これに繰越し分の57.64トンを加えた2,876.64トン、このようになります。

続きまして、3、令和3管理年度大臣管理漁獲可能量でございます。

大臣管理区分に配分を行う漁獲可能量につきましては、これらの漁獲可能量から基本方針、別紙2-13の第6及び別紙2-14の第6の規定に基づいて放流・投棄分に相当する国

の留保枠、これを差し引いた値になります。つきましては、令和2年漁期以前の放流・投棄量の実績に基づいて、西大西洋では2.0トン、東大西洋海域では15.0トンの留保枠を設定いたしまして、これらの漁獲可能量から差し引いた結果、令和3管理年度の大管管理漁獲可能量は西大西洋海域で408.30トン、東大西洋海域では2,861.64トンとなるわけでございます。

私の方からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらよろしく願います。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

質問なんですけれども、これはいずれIQにまたなるのですよねというのが1つと、もう忘れちゃったんですけども、何隻ぐらいこの枠を持っていたんですか。この2点で。

○かつお・まぐろ漁業室長 御質問ありがとうございます。

既に省令に基づいてIQで運用しておりまして、今般新しい改正漁業法に基づく個別割当てIQ制度を導入したということになっておりまして、IQで今般運用いたします。許可隻数から言いますと、東の方では2020年漁期では40隻、西の海域では6隻という状況になってございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に御意見等ございませんようでしたら、諮問第352号につきましては原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第353号、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案についてということで、事務局から資料の御説明をよろしく願います。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長でございます。

お手元の資料4-1を御覧いただきたいと思っております。

まずは諮問文を読ませていただきます。

令和3年3月23日

水産政策審議会

会長 山川卓殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について（諮問第353号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の省令の内容でございますが、ホチキス止めで止めた資料を飛ばして、資料4-3の1枚紙を御覧いただきたいと思っております。

まず、1番の趣旨でございますが、かつお・まぐろ類については我が国が加盟しているインド洋まぐろ類委員会、IOTCでございますが、こういった地域漁業管理機関で資源管理に必要な措置を採択してございます。我が国ではこのような措置を省令等の国内法令で担保してございます。

平成30年5月に開催されましたIOTC年次総会におきまして、かじき類に関する資源管理措置が採択され、締約国はマカジキ、シロカジキ、ニシクロカジキ及びバショウカジキの4種について、かつお・まぐろ漁業のはえ縄においては、体長が60センチより小さい個体の船上保持、転載又は陸揚げを禁止すること、二つ目として大中型まき網漁業におきましては、60センチより小さい個体の販売を禁止ということ、これが義務付けられたところでございます。このため、我が国漁船のうちインド洋協定海域で操業するかつお・まぐろ漁業と大中型まき網漁業者に対して、本件決議を遵守するため、今般許可省令の一部改正に必要な措置を行うものでございます。

改正内容でございますが、3番を御覧ください。

一つは①として許可省令別表第4のかつお・まぐろ漁業の項第16号の規定で、インド洋協定海域で体長60センチメートル未満のかじきの採捕を禁止すること、②として許可省令

第43条の規定で大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域で漁獲された体長60センチメートル未満のカジキを販売してはならないということを新たに追加するものでございます。

なお、決定されたカジキ類に関する保存管理措置は、我が国漁業者の操業には影響を与えるものではございません。また、本規定については操業遵守事項の通知等によって関係漁業者に周知するという事としたいと考えております。

なお、本件についてパブコメを実施しました。1月30日から2月28日まで行ったところ、2件の御意見が寄せられてございます。1件目はマカジキの体長規定60センチについては1メートルぐらいまで規制すべきではないかといった御意見でございました。本件についてはIOTC科学委員会で実施された資源評価におきまして、一部のカジキ類の資源状況の悪化が示されて、2018年のIOTC年次会合でカジキ類の漁獲体長に関する規制導入が合意されたということでございました。具体的には先ほど来お話ししているように60センチ未満のカジキ類、これの船上保持をしてはならないという規制でございます。IOTC締約国である日本といたしましても、この規定を履行するという義務を負うことから、今般この規則を省令にて担保するという手続を取ったところでございます。

また、カジキ類は公海、EEZですね、これをまたがって回遊する魚種でございます。したがって、様々な沿岸国あるいは遠洋漁業国がかじきを漁獲していますので、1か国のみ、日本のみで厳しい規制、これを導入してもその効果は限定的であるということでございます。このため、まずはカジキを漁獲する沿岸国、遠洋国、こういった全てのIOTCの締約国がIOTCで合意された措置を確実に実施するということが重要であります。その上でこの措置がどのようにカジキ類の資源保護状況に影響を与えたのかとか、あるいは再び科学的に評価を行って、その結果更に管理強化が必要となった場合には措置の強化、これが再びIOTCで行うことになるということを回答するという予定にしております。つまり今回IOTCの決定をまず日本は遵守するという事を回答したいというふうに考えております。

もう1件の意見については、IOTCの決定への追従として特段問題ない改正だという御意見でございますので、今後の業務の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

最後にこの改正省令の施行期日でございますけれども、4番のスケジュールのところには書かれておりますが、今年の5月1日を予定してございます。改正の案文については先ほどちょっと資料4-2を間に挟んでおりますけれども、こちらに記載してございます。

私の方からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

ウェブから御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特に御意見等ないようですので、諮問第353号につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第351号から353号につきまして確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

#### 答申書

2 水 審 第 3 5 号

令和3年3月23日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和3年3月23日に開催された水産政策審議会第108回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

#### 記

諮問第351号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更案等について

諮問第352号 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）及び大西洋くろまぐろ（東大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第353号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。



(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 それでは、続きまして審議事項に入ります。

水産政策審議会資源管理分科会資源管理手法検討部会の設置についてということで、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料5を御覧ください。

水産政策審議会資源管理分科会資源管理手法検討部会の設置についてということでございます。こちらは、昨年9月の分科会に資源管理基本方針の本文の案をお諮りして、併せて「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を御説明した際に、こういった部会を設置する考えでございますという説明をしたかと思えます。改めて趣旨について若干御説明をいたしますと、こちらは、TAC魚種の拡大に関する検討、議論のプロセスに関連しまして、現場の漁業者の意見を十分に聴いて、必要な意見交換を行うためということで、こういう部会を設置して、各検討対象となる資源について、いわゆるステークホルダー会合のプロセスに進む前に、この資源評価結果あるいは水産庁が検討している内容について御報告をして、資源の特性、採捕の実態あるいは現場の意見を踏まえて論点、意見の整理を行うという趣旨での部会ということでございます。

それで、今回お諮りするはこの設置ということでございますけれども、この後、報告事項で資源評価の結果の公表等に関するスケジュールについて御説明をいたしますが、この年度末辺りから、MSYベースの資源評価に取り組んでいる魚種の資源評価結果の準備ができたものから順次公表されていくという予定になってございますので、この段階でまず設置について決定していただきたいということでございます。

1 ページ目、「設置の趣旨」と書いてございます。簡単に「漁業法に基づく資源管理措置の円滑な実施に関し調査審議するため」ということで、この部会を置くということでございます。設置の根拠は水産政策審議会での第6条ということでございまして、参考で書かせていただいております。

2 として、この部会に属する委員、特別委員の選任でございますが、こちらも同じ審議会令の6条の第2項から引っ張ってきてございますが、分科会長が指名をするという形でございます。

めくっていただいて2ページになりますけれども、運営規則というのを、この設置に当たって定めたいということで付けさせていただきます。

部会の設置について、この分科会の下に置くということ、調査審議の内容については先ほどと同じ書き方でございます。部会からは調査審議の結果を分科会に報告して、分科会でその結果を審議し議決すると。あと、参考人ということで、参考人の選任、第3条ということで、部会長は必要があるときは関係の漁業者、専門知識を有する者等を参考人として選任して、部会への出席を求めることができるということ、あと、第4条として意見表明を行いたい旨の申出があったときは、適当と認められるものについては発言を認めることができるということでございます。こちらは、本日決定いただければ、本日から施行ということとさせていただければと思います。

続きまして、3ページ目、部会に属する委員については、先ほど申し上げたとおり分科会長が指名をするということになってございますが、事前に山川分科会長と御相談の上、委員の案として川辺委員、田中委員、山川分科会長をこのメンバーとする案をお示ししてございます。お三方の内諾も頂戴しているところでございます。

それで今後のスケジュールでございますけれども、分科会自体の開催日程等も踏まえながらこの部会に属していただく委員の方々とも調整をしたいと考えてございますけれども、評価の結果が公表されてから水産庁の方でいろんな内容の検討あるいは資料の準備等をする時間も必要でございますので、最初の部会の会合は夏頃になるのではないかというふうに想定をしております。一方で、部会開催の前に、どういった方を参考人として呼び出すかということについても決める必要があるということで、こちらは議論の対象となる資源ごとに参考人は異なると思っております。ということで、この参考人の選定等について部会での中身の議論に入る前に、場合によっては分科会の方にも御相談なり御報告しながら決めるということになるかと思っております。

予定としては、令和3年度においても複数回、この部会を開催する必要があると。対象となる資源も複数ございますので、書いてございますけれども、具体的なスケジュールは繰り返しになりますけれども、後日調整させていただければというふうに考えてございます。

簡単ではございますけれども、御説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

大森委員。

○大森（敏）委員 この検討部会の設置について特に異議があるということではございませんけれども、魚谷室長からもあったように、後ほど資源評価の公表のスケジュールというお話、そもそも表題が違っているんですけれども、やはり対象資源ごとに検討を行う前に現場の漁業者、関係する漁業者の意見を十分に聴いて、その理解や協力を得た上で進めるというのが基本ですから、結果ありきで対象となる魚種が突き進んでいくということがないように、中央だけの議論が先行するということがないように、是非ともお願いしたいと思います。

○山川分科会長 これにつきましては、この運営規則の第3条にも調査審議するために必要があるときは関係漁業者、専門的知識を有する者等を参考人として選任し、部会への出席を求めることができる、こういうふうにございますので、関係漁業者の方々の御意見を十分に聴いた上で検討を進めるということになろうかと思えます。

ほかにございますでしょうか。

谷委員から発言の御希望がございますので、谷委員、オンラインからよろしくお願いたします。

○谷委員 谷でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私からもTAC魚種の拡大に当たっては、関係者の意見を十分かつ丁寧に聴いて、十分な理解を得ながら漁業者や産地の現場で混乱が生じないような進め方をしていっていただくよう是非ともよろしくお願いをいたします。

その上で、特に次の3点について要望を申し上げます。

まず1つ目に、大中型まき網漁業にとって今回提案される魚種の多くは混獲されるものであり、TAC魚種の拡大によって本来の漁獲対象としている魚種の操業が著しく規制されることのないように、管理の手法や運用面の検討についても是非よろしくお願いたします。

2点目として、一部資源は韓国や中国などでも漁獲されている魚種です。先週、私のところの船団が東シナ海でブリ操業をしていましたが、後から来た中国漁船がすぐ間近にアンカーを入れて操業開始したために、私の船団は衝突防止のためにやむを得ず操業を断念したという事態がありました。もちろん操業妨害行為として問題でもありますが、これまで中国漁船はブリを狙った操業はしていないと思っていたんですけれども、こういうところを見ると、ブリを狙った操業もこの頃はやっているのではないかと思わざるを得ないような状況です。こういった外国漁船の漁獲や操業の実態を十分に把握するとともに、資源

評価の改善や周辺国との連携した資源管理についてもしっかりと進めていただくようお願いいたします。

3点目は部会の運営についてですが、くろまぐろ部会のように管理が導入された後も含めて関係者が議論しやすい環境作りや議論を尽くすことができるような運営に努めていただくようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。御意見ということでよろしいでしょうか。

魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 この部会は、正に関係者からの意見を十分聴くという点で、ステークホルダー会合の前に論点なり課題の整理をします。これまで既存魚種についてステークホルダー会合をやってきましたけれども、より丁寧な対応をしていこうということでの、この部会の設置ということでございますので、具体的に挙げられたような点も含めて現場の実態をしっかりとお聞きした上で、数量管理に向かっていく上での課題あるいは論点を整理して、中身の検討、議論を進めていくということかと思えます。ということで、頂いた御意見を踏まえて対応していきたいと思えます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブから御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、ほかに御意見等ございませんようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。事務局から報告事項が4件あるということです。

まず、太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長の松尾でございます。

お手元の資料6-1から6-2となっております。表題は「太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について」となっておりますが、こちらの方を御覧いただければと思います。

下段の方にクロマグロの資源管理における遊漁の課題として経緯などをお示ししており

ます。クロマグロにつきましては御案内のとおりWCPFCで決定した資源管理措置を踏まえて、漁業者に対してはTACによる厳格な数量管理を実施しているところでございます。

また、クロマグロにつきましては、その出口だけではなくて、これを目的とした漁業を営むことについては何らかの形で許可制となっております。いわゆる自由漁業というものがないという意味で特殊な魚種と言えるかと思えます。そのような中で遊漁に関しては、これまで漁業者の資源管理の取組に歩調を合わせて採捕停止等の協力を求めるということを行ってきたわけですが、この採捕の報告なども含めて、いわゆる数量管理というものの枠組みには組み込まれていなかったという状況でございます。

そのような中で漁業者が資源管理に取り組んでいる一方で、例えば漁業者がもう採捕に制限が掛かっているような状況の中で遊漁者が自由にクロマグロを獲っていると、あるいは市場でクロマグロを販売しているとかといった事例も聞こえてくるなど、漁業者側からの不満が出ている状況であって、これは資源管理の実効性の妨げにもなり得るという状況かと思われます。

それで、めくっていただいて2ページというスライドですけれども、これは水産庁の方で遊漁船業者に対して聞き取り調査を行って、その上で遊漁船でどのぐらいの量のクロマグロが採捕されているかという推計を行ったものでございますが、3年分ございまして、合計で7.5トンから直近では12.3トン程度、大型魚に関していえば大体5トン前後、こういった規模ではないかというふうに見込んでいるところでございます。

沿岸のクロマグロの管理につきましては令和3年4月から第7管理期間ということでございますけれども、これは新漁業法に基づく資源管理基本方針に位置付けられた中で新しい管理が始まるというタイミングでございます。遊漁につきましても、そのような中でどのようにして資源管理の枠組みの中に位置付けていくかということを具体的に検討すべき時期に来ているというふう考えているところでございます。

ただし、3ページのスライドに書いてありますけれども、遊漁の資源管理の難しさとして、不特定多数の遊漁者が対象になりますところ、まず関係者の特定、周知といったところが重要な課題になってまいります。そのような中で直接の罰則を伴うような規制を導入していくためには、十分な周知期間を設けて試行的取組を段階的に進めていくということが妥当と考えられるところでございます。このため、試行的取組の最初の段階として今回実施いたしますのが下に書いてあります広域漁業調整委員会指示による規制を導入すると

いうことでございます。

内容としては2点ございます。まず、クロマグロの小型魚、30キログラム未満のものについては遊漁による採捕を禁止すると。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならないこととする。2点目、クロマグロの大型魚、30キロ以上につきましては、これは採捕した場合は尾数、総重量、採捕海域などを水産庁に報告していただく、こういった内容の委員会指示をここに書いてありませんけれども、先週3月16日の太平洋広域漁業調整委員会、それから、3月18日の日本海・九州西広域漁業調整委員会、それから、今週3月24日の瀬戸内海広域漁業調整委員会において、太平洋と日本海につきましてはもう発出したところでございます。いずれも委員会指示の有効期間といたしましては、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの1年間としております。これは先ほど申し上げましたとおり、遊漁者に対する周知というのは丁寧にやっていかなければならないというふうに考えておりますので、2か月半程度の委員会指示の周知期間を置くということとしているところでございます。

それから、これは委員会指示が効力を生じた後のこととなりますけれども、流通の制限といたしまして、この委員会指示に違反して採捕されたクロマグロについては、市場で取り扱わないように関係者に要請、指導していくことを予定しております。このような形で広域漁業調整委員会指示による遊漁の管理を運用しながら、クロマグロの資源管理について遊漁者に対する周知を図った上で、実施状況、定着の状況を踏まえながら本格的な資源管理制度に移行していく、これは言うなれば新漁業法に基づく資源管理基本方針に遊漁も位置付けまして、漁業と同じようなTACによる数量管理を行うということを将来的にあるべき姿として目指しているということでございます。

私の方からは以上です。

○資源管理推進室長 引き続きまして、資源管理推進室長です。

資料6-2に基づきまして太平洋クロマグロの漁獲可能量、配分数量の融通の結果報告について御説明をいたします。こちらは調整が整った融通に伴う数量の変更について審議会の方に対しては事後報告で対応させていただいているものの報告ということでございます。

資料の3ページ、スライドの1番でございますが、令和3年2月に第6回の融通要望調査を水産庁で行った結果、この表にありますように大型魚・小型魚の交換、あと、大型魚・小型魚の枠の譲受けの要望あるいは大型魚・小型魚の枠の譲渡の申出がございました。

次のページ、4ページの上の方、上段を見ていただければと思うんですけども、こちらをマッチングさせまして、まず小型魚、大型魚の交換、これは20.3トンということで成立と。続きまして、小型魚13.2トンの譲渡、あと大型魚51.2トンの譲渡ということで成立をしております。

この要望調査とは別途、4ページの上段の一番下、青森県8.4トンが千葉県8.4トンということで、これは要望調査とは別途の形、個別の県同士の調整で、こちらの譲渡についても成立しております。こちらについては3月8日付で基本計画を変更しているところでございます。

続きまして、4ページの下のスライド3番ですけども、都道府県間の融通ということで、こちら個別に調整をしていただいて、大型魚、小型魚の交換、こちらは不等量の交換になりますけれども、交換と、あと大型魚の譲渡が、この概要に書かれておりますとおり、成立をしているということで、こちらについては3月18日付で基本計画の変更を行ったところでございます。

次の5ページ、上段、下段については、これらの融通について、融通前、融通後、あと融通の数量についてお示しをした総括表でございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

大森委員。

○内田委員 すみません。その前の遊漁のところでもよろしいでしょうか、質問させていただきます。

○山川分科会長 では、内田委員、よろしくお願いします。

○内田委員 クロマグロの小型魚、これは遊漁者の採捕を全面禁止にしたというのは、どういう理由だったかというのを教えていただければと思います。

○沿岸・遊漁室長 漁業の管理におきましても、クロマグロ、小型魚の方が基準年から半減するという形で、非常に厳しい形でスタートしておりますし、同じ重量を獲った場合に、小型魚を保護する優先度が高いということと認識されていると思いますので、小型魚の採捕禁止の遊漁につきましては、優先させていただいたということでございます。

○内田委員 ありがとうございます。

そのときに、例えば海の魚って基本的に無主物であって、漁業の中で、将来的にはこれ、枠へ入れていくんでしょうけれども、例えばアワビとかウニであるとか、実際に増殖をしてその場で増やしているような魚については、遊漁者の採捕を禁止するとかというのはスムーズにいくと思うんですけども、その辺り、実際の遊漁者だとかその団体の方の今の感触はどうですかね、そこは。

○沿岸・遊漁室長 釣り関係団体等には事前にいろいろ相談させていただいているところですけども、釣りをされる方の中にもいろんな方がいらっしゃって、クロマグロを非常に厳しい管理していることは御存じの方も多いので、小型魚を獲ることについては、禁止してもやむを得ないというか、もっと厳しくやってもいいんじゃないかというような方もいらっしゃいますし、これ、非常に周知して徹底していくことは難しいですよねといったふうなことに、そういうふうに捉えていらっしゃる方など、様々でございます。

周知につきましては、非常に重要だと思っておりますので、全力でこれから取り組んでまいりたいと思っております。

○山川分科会長 では、大森委員。

○大森（敏）委員 私もこのクロマグロの遊漁のことで、小型魚の禁止をするという考えを取り入れていただいたことについては、本当に感謝を申し上げます。我々も今までもいろいろ意見で申し上げたとおり、定置網で小型魚を逃がしているその周りで遊漁船が集まってその逃がしたマグロを釣っているという本当に笑えないような事実を、この広域漁調委の指示に基づいて禁止されるということになりますので、そういった面も含めて評価します。遊漁船業を営む漁業者についてはJ Fグループで7割ぐらいは所属をしていますので、周知については我々もしっかりやってまいりたいと思っておりますけれども、多くのプレジャーボート、これについては水産庁の方でしっかりとお願いをしたい。

それから、大型魚の報告については、推計値で小さい数字が出ているわけですが、開けてみたら全然違ったとかいうことになると、やはり関係する漁業者もなかなか説明が付きなくなりますので、是非しっかりとこの報告、把握、採捕量の把握ですね、それに基づいたその後の管理体制、これをしっかりとお願いしたいと思っております。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

オンラインで御参加の川辺委員から御発言があるということですので、川辺委員、よろしくお願いたします。



○川辺委員 ありがとうございます。

2 ページ目のクロマグロの遊漁船による採捕量及び漁業による漁獲量という表があるんですけども、この調査の方法をどういうふうに行われたのか、どういう地域で、対象、どういう方たち、多分、団体かなと思っているんですけども、それを教えていただければと思います。どうしてかという、この調査というのがどれぐらい実態把握されるのかなというのが疑問でありまして、まずはそこを教えていただければと思います。お願いいたします。

○山川分科会長 松尾沿岸・遊漁室長、よろしく申し上げます。

○沿岸・遊漁室長 この遊漁船による採捕量につきましては、これは水産庁調べでございます。主要な都道府県を通じて、その都道府県に登録されている遊漁船業者に対する聞き取りを行ったというものでございます。

○川辺委員 ありがとうございます。

この後、資源管理を、2 ページ目の下の方にあるように、採捕を制限してやっていくと。クロマグロの小型魚については、採捕を全面禁止にしてしまうわけですし、また、大型魚については、水産庁に報告をするということなんですけれども、これを実際に実施していく上で、どれぐらい実効力を持たせられるのかという見通しも教えていただければと思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○沿岸・遊漁室長 先生御指摘のとおり、これ、遊漁に対する資源管理の措置として初めて実施するものでございますので、その実効性をいかに担保していくということが重要な課題だと思っております。

その報告につきましては、遊漁者からの報告を求めるとのことですので、非常に工夫しながらやっていかないといけないというふうに考えております。これは委員会指示で報告しなさいということをお願いするのではなくて、委員会指示を発出すると同時に、この報告に関する事務取扱要領というものも定めておりまして、報告の方法としては4つほど用意しております。水産庁のホームページに直接入力する方法から、それから、今ちょっと水産庁の委託事業の方で開発しておりますアプリケーションですね、スマホで釣り場から自分が釣った魚を入力するというような報告アプリの開発を行っております。こうした方法でも報告ができるようにと。それから、電子メール、ファクシミリなど、いろいろな形で、負担が少ない形で、簡便な形で報告ができるように、いろいろ工夫をしております。

たいと思っております。それをもって、その報告についての実効性を、周知も含めて上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○山川分科会長 では、そういった形でよろしく願いいたします。

○川辺委員 個々の釣り人にこういうことをお願いして、やっぱり実効力あるのかなというところがちょっと私は疑問に思っております、例えば遊漁船業者さんへの働きかけとか、あるいは、その方たちが加入していらっしゃる団体への働きかけとか、全体にこういうことをやっていかなくちやいけないという雰囲気醸成するようなことも、また必要なんじゃないかなというふうに思いました。どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 御意見として伺ったということではよろしいでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

ウェブからの方々もよろしいですか。

それでは、続きまして、資源評価スケジュールについて、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料7-1を御覧ください。TAC魚種拡大に向けたスケジュール（案）という資料でございます。

こちら、昨年9月の分科会で御説明いたしました「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」でも、TACの魚種拡大について含めているところですが、このロードマップの中では、検討のスケジュールについては、資源ごと、要は系群ごとにどのようなスケジュールで、というところまでは示しておりませんで、単にAグループからEグループまで分けて、矢印で想定している検討の期間を示していたということで、魚種については、系群ではなくて魚種で15種お示しをして、第1陣、第2陣という形でしか分けていなかったところでございます。

こちら、今回、MSYベースの資源評価、どういうタイミングで公表できそうかというところを、水研機構からも情報を頂きまして、要は、ロードマップでお示したスケジュールを、系群ごとにブレイク・ダウンする形でスケジュールをお示した資料ということになります。基本的な考え方としては、上の黄色い四角の中にありますけれども、検討の対象になる魚種ということで、漁獲量が多い魚種、上位35種程度を中心とするということと、MSYベースの資源評価に近い将来実施される見込みの魚種ということでございます。

2点目として、先ほど設置について御決定いただきました資源管理手法検討部会を設けて、論点、意見の整理を行うということでございますし、3つ目の点も、ロードマップの方にも書いてございますけれども、漁業者、漁業団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分反映して、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めると書いてございます。

下の具体的なスケジュールですね、それぞれ系群ごとに、どういうスケジュールでというのを、矢印の形でお示ししております。この順番としては、魚種ごとの漁獲量が多い順に並べておまして、一番右側に、どれぐらいの比率か、全体に占める割合ということで、累計というところは、仮にTAC魚種とした場合にその全体に占める割合はどこまで伸びていくのかというのを、括弧内の数字で示しているものでございます。

基本的に、この矢印の左端、始点が資源評価結果の公表時点と考えていただければと思います。それで、右端、終点が、水産庁が考える、このぐらいのタイミングまでに何とか議論を収束させて、結論を得たいと考えているスケジュールでございまして、資源評価については、下の方に書かれているポツで、資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がありますと書いてございます。ですので、公表時期が前後する場合もあるということでございますけれども、最終的な結論というか議論が収束する右端の時点についても、こちらは議論の進捗、理解がどれぐらい得られているかによって、伸び縮みというか、実態としては伸び縮みがあり得るということで、途中から破線のような形で表現しているところでございます。

それで、それぞれの資源についてまず公表がされて、検討部会、あとステークホルダー会合という形で進んでいくということで、この検討部会あるいはステークホルダー会合を、仮に入れておりますけれども、これは仮に置いているだけでございまして、これは2回で終わりだとか、そういうことではございません。これは議論の進捗なり中身に依りてもつと増えるとか、そういったことも考えられるかと思えます。

あと、1点、ちょっと補足で説明いたします。最初の時点が「神戸チャート公表」と書いているものと「公表」と書いているものと、2種類あるかと思えます。こちら「神戸チャート公表」というものについては、資源評価結果全体のうち、神戸チャートのところまでを先行して公表するというものでございまして、公表というのは、将来予測あるいは漁獲シナリオの案も含めた形での公表という形になります。ですので、最初に公表されていく予定のものについては、まずは神戸チャートの部分からということになりまして、検討

部会なりに行くまでに時間あるということで、こちら「説明会等」と入れてございます。

下の方に、「必要に応じ、説明会等を実施」と書いてございますが、こちら、部分的に神戸チャートだけ先行してやるものだけ説明会を開催する、という意味ではございません。これは要請等あれば、全部公表するものについても、現地に行くなりして、御説明なり意見交換やった上で進めていきたいということでございます。こちら、これまでのステークホルダー会合でもやってきたこととございますけれども、そういう説明についても丁寧にやっていきたいというふうに考えてございます。

スケジュールについての説明は以上でございます。

○漁場資源課長 漁場資源課長、桑原でございます。

続きますので、1枚めくっていただきまして、資料7-2、右下、1ページと書いておりますけれども、資源調査・評価の充実（資源評価対象魚種の拡大）という資料につきまして、報告をさせていただきたいと思っております。

この報告でございますけれども、新たな資源管理の推進に向けたロードマップの中で、資源評価対象魚種を200種程度まで拡大をし、資源評価のための調査を実施していくというふうな方向性が示されております。その方向性に沿いまして、関係する都道府県、それからまた関係する都道府県の水産試験研究機関、それから水研機構、それから水産庁で話し合いを行いまして、1ページ目のやや真ん中、左側にありますけれども、資源評価を行う水産資源の条件と書いてありますが、そのような、条件って強い言葉ですけれども、2ポツのところの調査・評価を開始していくような水産資源について、関係都道府県、試験研究機関等と話をいたしまして、今回、評価対象種を拡大していくわけですが、特に①の都道府県の方から、こういう魚種について資源評価をしていきたいんだと要望を受けたものもあり、また、③でございますけれども、比較的、広域的に漁獲されているので、その評価をしてはどうかといったような提案があり、また、⑤ですけれども、一般的に流通している水産資源については評価をしてはどうかといったような意見もあり、そういうのを1つの基準といたしまして、先ほど申し上げた関係都道府県、試験研究機関等とも話をしてきたというところでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページに移ります。資源調査・評価の充実というページでございます。

現状、上の方に書いてありますが、平成元年度でございますけれども、県が主体となって実施していた水産資源のうちで、平成30年度でございますが、この際に資源評価対象魚

種として17種を加えまして、下の表にも書いておりますが、令和元年度からは、資源評価対象魚種、といってもデータが少ない魚種もあって、直ちに資源評価できないものもあるわけでございますけれども、そこはデータを収集するというところから始めるわけでございますが、対象魚種につきましては、令和元年度に67種とし、令和2年度、本年度でございますけれども、119種まで増加をさせてきたというところでございます。先ほどのちょっと説明との重複もありますが、来年度から200種程度まで増加させて、資源評価対象種として調査を開始していこうというところが、関係都道府県等と認識が一致したと、合意したというところでございます。

そのような魚種につきまして、今後でございますが、このページの右側に書いてありますけれども、調査データの蓄積などを行いながら、できたものから資源評価を進めていこうということを目指していくこととなります。また、データを収集することによって、評価精度の向上も図ってまいりたいというふうに考えています。

1ページめくっていただきまして、次に3ページになりますけれども、今回、ではどのような魚種が新たな資源評価対象種、データがないので、まずデータの収集からということになりますけれども、それをやるのかということでございますが、表の方を見ていただければと思うんですけれども、まず県から要望を受けた種というものが、魚種としては13種類、それから貝類が15種類ありました。貝類は正直難しいのではないかという、水研機構等からの意見もありましたけれども、県としては、かなり重要魚種ということで、チャレンジしたいというふうな要望もありましたものですから、貝類も含めて資源評価対象魚種という形にしています。

また、広域で漁獲されている種として、やっぱり関係県、隣県、ブロックごとでございますけれども、それなりに皆さん漁獲をしているような魚種であるとか、漁獲統計があるような魚種もございますので、広域的に漁獲されている魚種として、そこに書いてありますような魚種、31種でございますけれども、これを選定したと。

また、市場統計等をよく見まして、一般的に流通している魚種として14種、ここを選んだということございまして、合計いたしますと、これまでのものを合わせまして、192種につきまして、資源評価対象種として選定をしよう。データのあるものについては既に評価をしていますし、データが少ないものについては、データを収集しながら今後評価を進めていくというところで、先ほど申し上げた関係者、都道府県や研究機関等と一致したというところでございます。

1 ページめくっていただきまして、令和3年度の対応でございますけれども、とはいっても、地域ごとに資源評価・調査を進めたい魚種、またデータが既にそろっている地域、ほぼない地域というのはいろいろあるわけございまして、地域の実情や要望等も勘案いたしまして、主にブロックごとに資源、調査を開始する魚種とかを選定しようということになりまして、細かな魚種についてはここでは説明いたしません、例えば北海道であれば、そこに書いてあるクロガシラガレイなど4種、東北であればアブラボウズなどなど、中央、瀬戸内海、西海、日本海ということで、地域でデータがあつたり要望があつたり流通していたりするような魚種も優先的に、ブロックごとに、都道府県、都道府県の試験研究機関、水研機構なども、また水産庁の事業も使いながらデータを収集をし、できたものからは今後、資源評価を進めていこうというところで、4者と言っていますけれども、都道府県と都道府県の水産試験研究機関、水研機構、水産庁で話し合い、こういう形で一致をしたということでございます。

直ちに資源評価できるものではなく、これからデータ収集するところから始めていくことになろうかと思っておりますけれども、またデータ自体も県等からアンケート調査等を取りますと、基礎的なデータも不足しているものも相当多く、また、資源評価に必要な生物学的データについては、かなり不足している部分がありますので、今後、水産庁の評価・調査事業などを使いながら、市場調査等も行いながら、データを取りながら進めてまいりたいと、前向きにやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして——柳川委員。

○柳川特別委員 御説明の話、どうもありがとうございます。

正に、この7-1の資料の最初の上段の黄色い部分が全てだと思ふんです。先ほど、大森委員からも谷委員からもありましたけれども、とにかく現場の方と本当に密な、密って変ですけども、情報交換していただいて、漁業現場の協力なくして資源管理はできないと思ふんです。

まず、その最初のあれが、資源評価に対する信頼度が、今のTAC魚種もそうなんですけれども、去年からずっと、今年、この間ズワイもありましたけれども、現場がその資源評価を信頼しないと、資源管理につながらないと思ふんです。そういう中で、今、悪いですけども、水研機構さんだけで評価、計算だけしているような感じだというふうに私な

んかは見ているんですけれども。データは、例えば地方の水試とかなんかが持っているデータを、ホッケー・スティックで計算すれば、これで頭打ちよみたいな、いきなり押さえつけられて、それで管理しろって言われて、現場が全然、さんざん私も言いましたけれども、もう全然聞いてくれないわけです。計算値がこうだということから始まっちゃって、それで、MSYだからこういう管理だよって言われたら、TAC魚種でさえいろいろ、今回いろんな工夫されて、 $\beta$ 方式だとか固定方式とか、いろいろやった結果が、TAC魚種だから仕方ないんですけれども。法律でもう決まっちゃったから仕方ないんですけれども、やっぱりそのMSYに対する信頼度というんですかね。

本当に最近ちょっといろんな本を読ませてもらっても、MSYに対する信頼度って物すごい世界的に低いわけです。それで、日本だけ何でこんなに全部の魚種をMSYやって、頭打ちのような論理で、海洋環境がこれだけ変わっている世界で、今、気象報道を見ても、過去にないような気象だとかっていうようなときもぎくぎく出てくるときに、全然、海洋環境を無視したような評価が出てきていて、それで管理をしていくということ自体が、まず、本当にちゃんとここに書いてあるとおり、現場に丁寧に説明してもらって、理解してもらわないと、前に進まないと思うんです。

確かに資源管理は重要なことで、やっていくんですけれども、まずその信頼度がないと全然前に進まないと思うので、先ほど室長、魚谷さんおっしゃってまして、このスケジュールはないというけれども、もうこれはスケジュールはありなんですよ。このためにもどんどん進められて、この何年までに決めるとかっていうようにされて、ステークホルダー会議やられて、TAC魚種にされちゃうというのは、非常に疑心暗鬼を持っているので。

とにかく、これからどんどん魚種が増えてくると、先ほど谷さんもおっしゃってましたけれども、要は、我々底びきは混獲する魚種なので、基本的に何が入るか分からないような魚種もいるのと、もう1つ、ちょっとその辺の管理をどうするのか。数量管理はいいんですけれども、どうしても入っちゃうような魚種の管理とかもあるので、その辺を本当に丁寧に現場の意見を聴いていただいて、取り入れる姿勢を、どうも私、感じないので、取り入れるようにしないと、なかなか現場は納得しないと思うんです。押さえつけるようなことで決して進めてほしくないというのが本音です。

あと、それと、いろんな魚種、これ学名出ていますけれども、例えばカレイなんていっぱい名前があって、漁業者が考えている魚と実際に出てくる種類が違う場合もあると思う

んです。その辺は地方の市場の情報を丁寧に収集してほしい。ただ、漁業現場は、例えば北海道でヤナギなんて言ったって、ヒレグロなわけですよ。ここにヤナギガレイとか出てくると、あれそうなのかいみたいなことがないように、ちゃんと漁業者がよく分かって、進めて行ってほしいな。

本当に丁寧に、このスケジュールありきじゃなくて、何回もステークホルダーをやっていると思うんです。地方に広がるほど回数も増えるのかもしれないけれども、でも、それをやっていただかないと、なかなか現場の方の、我々も指導する方ですけれども、お願いする方としてもなかなかしづらいというのがあるので、その辺を本当に、ここに書いてあるとおり、丁寧に説明してやっていただきたいということです。

○山川分科会長 大森委員。

○大森（敏）委員 柳川委員がもうおっしゃったとおりの同じ気持ちです。

この報告事項の表題が「資源評価スケジュールについて」ということなのに、資料7-1では、これ、「TAC魚種拡大に向けたスケジュール（案）」ということで、この表がいきなり出てくるわけです。それで、魚谷室長も言われた資源管理の推進に向けたロードマップ、これが公表される過程では、漁業者にもいろいろ事前に意見を聴いていただきながら、ああいったものが作られていったわけです。その中で、漁業者及び漁業団体の意見、十分かつ丁寧に聴いて、その理解と協力を得た上で政策を進めていくということですから、私どもも新たな資源管理を推進していくということについて、当然協力しながらやっていると、こういう位置付けで進めていくということだったわけです。

今回、この1枚紙は、報告事項とはいえ、もう結論ありきで、漁業者の意見を丁寧に聴いて進めるということに、なっていないじゃないですか。我々としては、先ほど検討部会の設置のこともありましたけれども、ステークホルダー会合を個別の魚種でやるときに、事前に関係する漁業者の意見を十分に聴く場を作って、水産庁がしっかりとその意見を聴いてくださいよということを、何度も何度も申し上げます。

そういったことも含めて、やはりロードマップに出されていたMSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進という中で、検討されている魚種というのが書いてあったわけですけれども、もうカレイなんかは系群ごとに細かい魚種のものが示されて、カタクチもウルメも系群のところも書かれたり、こんなこと、誰がどこで我々漁業者が聞いたかって、全く聞いていませんよ。余りにもこれはひどいですよ。

桑原課長がその後、説明された資源評価、これをどういう考え方でやっていくのか、こ



れは正にそういうことを今後やっていくんだなど。ただ、その前にこの表が付いていれば、何のことも聞いてくれなくて、ただ、どんどん進めるだけだという話になりかねないので、とにかく漁業者の理解を得られた魚種ごとに、どういう資源評価をしていって、それが実際に資源管理を実践する漁業者が理解し、納得する、それがないと、資源管理の一番大切なスタートラインである資源評価をどう評価するか、その確実性が担保されているかどうかというところの理解を、実践する漁業者が得られないまま進んでしまうこととなります。

私はそういうふうにししか思えませんので、是非これは、このスケジュールは本当、撤回していただきたいぐらいですよ。よくよく議論をしたものとして、それぞれのここに書かれているような魚種が、これから資源評価をして、それが最終的に資源管理につながっていくとしても、やはりそれぞれの魚種ごとに丁寧に示していただきたい。一点突破ぽんと結論ありきということは絶対許せません。

以上です。

○山川分科会長 倉委員。

○倉特別委員 私も関連してでございます。

ここに書いてございますブリについては、新潟から京都、大変重要な魚種になっております。それから、サワラ、これは福井県、京都府、これも重要な魚種でございます。サワラについては、東シナ海系群、これの大半は中国の方で漁獲、利用されているというふうなことをお伺いしております。東シナ海で生まれて育って、日本海へ泳いでくると。中国の漁獲量に比べると、日本海側ではその数%、1割程度というふうなことも聞いております。

そうした中で、TAC対象とする魚種に入れて、意味があるのかなど。大半は中国で漁獲されている。ほんの僅か、数%が日本海へ来てくれる、そしてそれを利用させていただいていると。日本だけお利口さんぶって、TAC対象魚種にして資源管理をするというのは、余り意味がないのではないかなというふうに思うんです。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

また、オンラインから井本委員と川辺委員も御発言を希望しておられますので、高橋委員も挙手しておられますけれども、まずはオンラインの井本委員からよろしく願いいたします。

○井本特別委員 ありがとうございます。境港の井本でございます。よろしく願いいた

します。

発言しようと思っていたんですけども、先ほど柳川委員と大森委員の方からほとんど私が考えていた意見を全ておっしゃられたので、それについての補足なんですけれども。

3月11日に境港で新たな資源管理についての説明会というのを開催いたしまして、そこに魚谷室長を始め、水産庁と水研機構の担当者の方々に御出席を頂きました。この件に関しては、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

正に、このTAC魚種の拡大という中で、カタクチ、ウルメについての意見が境港でも出ております。境港では、カタクチ、ウルメというのは、その漁獲のほとんどが混獲で水揚げされる。そういった中で、例えばこのカタクチ、ウルメに関して、もし資源評価が限界管理基準値以下というような評価がなされた場合に、もうほかの魚種も漁獲ができないというような状況に陥ると、そういう不安がありまして、そのときに、今、マサバとゴマサバに関しては、現状として一括でTACが設定されているわけなんですけれども、このイワシ類、マイワシ、カタクチ、ウルメに関して、これも一括してTACを設定するような管理の仕方ができないかというような意見が出ております。

その際に、魚谷室長の方から底びきのカレイ類の事例を紹介されました。そのときに漁業者から具体的な要望、要請があれば、検討するというような御説明を頂いております。今後の検討部会では、正にこういった現場の声を吸い上げていただいて、今後の運用とか設定に関しては、柔軟な対応をお願いしたいというふうに申し上げるつもりだったところを、皆さんがもう先に御発言されたので、補足ということで私の発言とさせていただきます。

ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、オンラインから川辺委員、よろしく願いいたします。

○川辺委員 川辺でございます。

このお話を伺っていて、あれっと思ったことがありまして、この資源調査をして評価を行う話は前々からお伺いしていたんですけども、この目的が将来的なTAC管理となるのでしょうかというのが、お伺いしたいところです。

といいますのは、もうこちらにいらっしゃる委員の方々がおっしゃられるように、日本では既に資源管理というのが各地で、漁業者の団体、漁協さんが多いと思うんですけども、漁業者と行政によるコマネジメント、共同管理という形で、ずっと行われてきたと思

うんです。それはもちろん地域の持続可能性を目指して、インプット、アウトプットのコントロールを、市場での価格との兼ね合いなども見ながら、非常に上手にやっけてこられているところが多いかと思います。そういう管理と、この評価に続くTAC管理というのが、どういうふうに重なるのかというところは、よく分からないので、お考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

一通り委員の方々の御発言、御質問をざっとお受けしてから水産庁に見解を伺いたと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして高橋委員。

○高橋特別委員 今日、会場に来ておられる、委員の皆さんからいろんな意見がありましたけれども、私も全く同じ意見でございます。特に、再三、私言っているんですけども、現在、TAC拡大というその表題についても、なぜこんなのが急にでてきたのかなという疑問と、水産資源研究センターの民営化というのがなぜできないのかという問題です。アメリカなりEU等の資源調査というのは、どういう機関がどのような形で対応しているのか、情報が全くないということです。我々は魚を獲る側の人間ですから、資源を守って魚を獲るためのデータが欲しいわけですよ。片や、水研機構の方は、資源を守るという調査をする機関だと私は思っています。当然、平行線をたどっていくということですから、考え方がそもそも違うということです。なぜセンターが中心にあるのかが全く私は理解できない。

もっと民間の方に多くの調査機関を作っていただいて、切磋琢磨しながら、精度の高いものにして頂きたい。魚は全て獲っていいとは誰も思っていません。子孫を残し、資源を残しながら有効的に利用していくという、これは当たり前のことです。そういう意味では、きちんとした研究機関なり調査機関というものを作っていただければなと思っております。ただTACを拡大すればいいということでもありませんし、また資源管理の観点から、TACがないということもこれまた困る、バランスの感覚というものを、きちんとしていただければというふうように思っております。

私の方からは以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

今、漁業者の方からいろいろ注文が出ていましたけれども、これを調整するというか、そういう立場からちょっと注文が1つありまして、それは資源評価なんですけれども、水研機構の方は1系と2系に分けてやっているわけです。今までやってきたTAC対象魚種は1系で資源評価ができてという、MSYが出てという結果で、その方法を使うと、割当量、そこそこの値、出るんですけれども、2系というのはデータがない状態で資源管理を行うと。データがなければ、当然ですけれども、漁獲量はコンサバティブ、保守的になるわけです。やる前からこれは難航が予想されるって、ちょっとそれは勘弁してもらいたいというか、ちゃんと計算してほしい、1系でというのが私の注文です。

以上です。

○山川分科会長 あと、オンラインから船本委員も発言を希望しておられますので、船本委員、よろしく願いいたします。

○船本委員 鳥取沖底協会の船本です。いつもありがとうございます。

先日、3月12日ではズワイガニのTACのステークホルダー会議を境港で開催していただきまして、ありがとうございました。こういう会議が多分続いていくのかなというふうに思って聞いておったんですけれども、この表を先日、配付資料ということで頂きまして、愕然といたしまして、余りにも、今いろいろ出てきましたけれども、唐突感が否めないというような感じです。このとおりのスケジュールで進めば、来年度に魚種とか、どんどん入っていくようなスケジュールになっておって、漁師はこれでどういうふうになるのかなというのが一番率直な感じでおります。

大森委員始め、たくさん言っていただいたんですけれども、言葉だけじゃなくて、やっぱり漁業者に寄り添った形で資源管理の方を、過渡期だということは分かりますけれども、納得いく形で進めていただかんと、ちょっとどういうふうになるのか、漁業者に対しての説明も我々もしていかないけん立場としては、困ったなというふうなことが言えます。

ズワイガニで非常に御協力いただいて、我々もよう考えた、何とか落としどころになりそうなので、この苦労を次の魚種、次の魚種、次の魚種って、対象のところを占める魚種でしていかないけんわけです。大変だと思いますし、漁業者に対しても大変だと思いますし、水産庁さん、それから水研さんも大変だと思いますけれども、是非じっくり腰を据えた形で、将来に禍根を残さん形で進めていってもらいたいなというふうなのが第一の要望です。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかの委員の方で——山口委員からもオンラインで御発言があるということですので、山口委員、よろしくお願いいたします。

○山口特別委員 すみません。よろしいでしょうか。

私、漁業者の方々のお立場からの発言というのもたくさんありまして、本当にそのとおりで、追加して言うことがないぐらいなんですけれども、私、現場の方で生物学を研究している立場で、大学の方で研究していますけれども、現場の漁業者の方々とお仕事をさせていただきながら生物学をやっている立場としても、ちょっと不安に思うような内容があります。

具体的にたくさんの魚種が挙がっているんですけれども、これもどういうふうに調査を始めていくのかとか、誰がやっていくのかということすらちょっと見えてこないような状況で、スケジュール的には結構詰まった状態で進んでいくようですので、先ほどからも言われていますように、資源評価の信頼度というのがすごく重要だと思うんですけれども、今挙がってきているのはほとんど基礎情報もないものが多くて、先ほど言われたように、見分けもつかないような似たような種類も多いというのが現状だと思いますので、試験研究をぱっと始めて、まず現場で、漁業者の方だけじゃなくて、研究者の方でも見分けられないものもあるんじゃないかなと思います。

これまでのTAC魚種については、かなり長い年月掛かって研究されて、多くの方々が研究されて、それでようやく今やられているような状況だと思うんですけれども、その状況、段階で、これだけの魚種をこれから研究して、今、基礎生態もほとんど、恐らく分布状況も分かってないようなものも多いと思うんですよね。それをすぐに資源評価できるとはちょっと考えにくいので、このような状況で全ての魚種をMSYで資源管理していくことの御心配については、非常によく分かります。

資源管理の手法についてはこれから検討されるということですので、そこに期待をしたいと思いますが、精度が低い、まず生物学というか、基礎生態データを基に計算すれば、それなりの数字は出るとは思うんですけれども、実際とはかけ離れた値になってしまうと思いますので、私からも、現場の要望ですとか、現場の状況ですとか、そこに生物学、生態の精度の高い基礎データ、ここをしっかりと整えた上で、初めて資源評価や管理を進めるということができると思いますので、現場とか現状とかかけ離れていかないよ

うに十分に注意して、検討しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに追加で御発言等ある委員の方おられましたら。

よろしいでしょうか。

では、一通りいろんな御意見いただきましたけれども、魚谷資源管理推進室長、よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 多数の御意見、ありがとうございます。

まず、T A C魚種の拡大というところですが、こちらについては改正漁業法の中で資源管理の基本、T A Cで管理ということで、ロードマップでも魚種を拡大しますという方針は示しているところがございます。今回お示したこの資料7-1のスケジュールですが、こちらについては先ほど御説明したとおり、ロードマップで示したスケジュールを、資源評価の結果が出てくるタイミングに合わせて、どういう形になるかという全体像をそれぞれ系群ごとにお示したというものでございまして、水産庁として、お尻の部分も含めてこれでフィックスしたというつもりではございません。そこは、一番上の四角の中にありますように、十分説明をして、意見を十分かつ丁寧に聴いて、理解と協力を得た上で進めるということでございますので、その点については御理解いただければと思います。

あと、細かい点で今回の議事次第との関係ですが、この報告事項については、資源評価対象種の拡大も合わせて1つにまとめておりますので、そういう意味で、評価のスケジュールということにしているところを御理解いただければと思います。

あと、この資源評価対象種を200種に増やすということとの関連で、全てT A C管理するんですか、ということについてでございますけれども、こちらについては、改正漁業法の中ではT A C管理は基本と書いてございますけれども、これは200種全部、T A C管理へ持っていくということではなくて、少なくとも当面、令和5年度までの目標としては、ここに挙げている15魚種、要はM S Yベースの資源評価ができるような見込みになっているものについて検討するということございまして、残りの魚種については、今後は、資源管理協定で自主的な管理に取り組んでいただくということですが、そこを、協定における目標の設定ですとか、あるいは取組内容を決める際に、この200種に拡大した中での資源評価の結果、この内容については、かなりレベルの高いものから低いものまでと

ということになると思いますけれども、そういう自主的な管理に用いていてもらいたいという、そういう趣旨でございます。

あと、中身について、資源評価の信頼性あるいは精度の問題、非常に重要だと思います。そちらについては、これまでも水研機構だけではなくて、J V機関ということで、地元の水産試験場というか、研究機関等も入っていただいた上で評価をしている中で、精度の向上というのは常に努力をされているということがございます。それでもなかなか納得がいかない分はあるものというふうに思いますけれども、それは引き続き努力をしていくということだと思いますし、また、その結果の伝え方も、専門的なところもあって、なかなかうまくいかないところもあろうかと思えます。こちらについても工夫をしていきたいと思えます。

あと、評価でいろんな問題、先ほど混獲魚種というか、柳川委員、あと井本委員からありましたけれども、そういうものの扱いについては、そこは管理の中で、どこまで柔軟性を持たせられるのかというところだと思います。先ほど言及していただきましたけれども、これまでのT A C魚種の移行に際しても、いろんな管理の面からの柔軟性、繰越ですとか、漁獲量一定のシナリオを採択するとか、そういうことをやってきました。そういうところについては、今後そういう現場の実態、しっかり検討部会、あとステークホルダー会合の中でいろいろ実態をお聞きしながら、できるだけ円滑な形で議論が進められるように、努力をしていきたいというふうに考えております。

あと、田中委員の方から2系の資源についての御指摘がございました。こちら、これまでの議論でも、ズワイガニの日本海系群B海域、これ、再生産関係、分からないということで、2系のルールでというようなところもございましたが、こちらについても、ステークホルダー会合の中で、日本海系群B海域のズワイガニについては、資源量の推定までは行えているということで、そういうのも活用して、違う指標を用いてというような方向での議論に今、取りまとめということになっておりますので、そういったデータが少ない2系の資源の話についても、こちら水研機構の方で、A B Cの算定ルールについても見直し、一部行っている部分もあるとお聞きしております。そういうことも含めて対応をしていきたいというふうに考えております。

おおむねカバーできたと思うんですけれども、漏れているというところがあれば、御指摘いただければと思います。

○山川分科会長 では、藤田資源管理部長、よろしく申し上げます。

○資源管理部長 すみません。皆さん、多数意見を頂きまして、ありがとうございます。

皆様方に唐突感があったということであれば、私どもの伝え方というのがちょっと至らなかった部分があるということで、それはお詫びをして、しっかり今後は改善に努めたいと思いますし、あと、船本委員とかからも言われましたように、私もステークホルダー会合を自ら進行役をやらせていただいて、これやっていくの、大変でしょうねというのは、正しくおっしゃるとおりでして、実感をしてございます。

ただ、ステークホルダー会合をやって、研究者の方も現場の方も我々も、ある意味、相互理解が進んだ部分があるんだと思います。我々としては、こういうものを押しつけるというよりは、しっかり、先ほどの資源管理手法検討部会もそうですけれども、丁寧に議論をちゃんとしていきたいということで、そういう思いで出させていただいているので、そういう部分はちょっと御理解を頂けると大変有り難いと思います。すごくこれ、資源評価が出た後、皆様方のところへ伺って説明し、またキャッチボールがあるんだと思いますけれども、そういうのをやっていくって、すごく大変だと思いますけれども、今後、将来に向かってということで、しっかり向き合ってやらせていただきたいと思いますので、皆様方にも御理解いただけると幸いです。

○山川分科会長 以上のような御説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。

○漁場資源課長 漁場資源課です。

まず、委員の先生方、御意見ありがとうございます。

また、先ほど山口先生の方から、評価の信頼度であるとか、あと、また柳川委員からもそうでしたけれども、いろんな魚種が混ざってしまって分離できない、現場で分離できないじゃないかというふうな意見がありました。おっしゃる懸念、先ほど申し上げた都道府県等々の会議でも出ておまして、例えば市場で、行ってみると、やはり分類が必ずしも統一されているわけでもありませんし、場合によっては近縁種みたいなものが入っている可能性もあるということなので、そこは都道府県の方も認識もしていますし、水産機構も認識してまして、そこはありながら、分からなければ近縁種と書くとか、何かそういうふうな工夫をしながら、少なくとも前に進めていこうと、データを取っていこうというところでは、難しさ、認識しています。

それと、そういうふうな魚種であれば、当然データも十分にそろっていないわけで、ここは山口先生もおっしゃられていましたけれども、そういう魚種について評価をする場合に、評価の信頼度が下がるだろうと。それはおっしゃるとおりでありまして、そもそも評



働けるかどうかといったところからスタートするわけでありまして、まずは、先ほど申し上げたような、漁獲のデータであるとか、CPUのデータであるとか、生物学のデータというものであるとか、そこ、かなり不足している魚種が多いわけでありまして、そこは関係都道府県、水試等と協力しながら進めていくということになるかというふうに思います。

山口先生はサメとかエイの専門家でありますけれども、例えば今回、アカエイ、瀬戸内海でブロックで資源評価対象種になっておりますけれども、漁獲量を把握できているのも全ての県ではなくて、多くの県は把握できていますけれども、把握できていない県もあり、CPUを出している県も一部ありましたけれども、出していない県も多く、生物学的なデータというと、県で取りまとめてないというのも相当あるわけでありまして、そういうことについて直ちに資源評価はできないでしょうから、そこはしっかりとまずはデータを収集していくと。できれば本当は過去のデータも収集したいですけども、あるかどうかはちょっと分からないと。こういったところからスタートかなというふうに思っています。

それから、資源評価に関して、田中委員から1系、2系の話がございました。漁場資源課としても大きな問題だと思っています。2系になることで、今おっしゃられたような、保守的な評価にどうしてもなってしまうといった問題があります。そのために最も必要なのは、研究者が、データがきちんとあれば、当然計算はしていただけるわけですけども、そのデータ自体が不足している部分がどうしてもあるということだと思っています。

また、来月から新年度になりますけれども、その2系の資源について、先ほどの資源管理推進室長の方から話はありましたけれども、それに加えて、データ収集について、2系の資源について、いわゆるそれをしっかり取り組めるような形で、今現在、話をしているところがございます。資源評価の精度を上げていくことが大事だというふうに思っています。直ちにできるかという、比較的やりやすい2系資源もあれば、なかなかデータがそろいづらいうち2系資源等もあろうかと思っておりますけれども、そこはしっかり取り組んでいくということかなというふうに思っています。

それから、あと、漁業関係者に関して、特にやっぱり分かりにくいとか、実感と異なるといったような懸念、不満があるというのを承知しています。先ほどから高橋委員の御意見とも関係しますけれども、水研機構だけでやっているわけではもちろんなくて、いわゆるここに出てきている例えばカタクチイワシの資源であれば、例えば対馬系群であれば当然、長崎県も入り、関係県も入り、その水産試験研究機関と水研機構、それと場合によ

っては大学など学術機関も入って、資源評価をしています。

その評価をするに当たっては、過去に地元地方公共団体と水研機構の方の意見が必ずしも一致していないような状況があつては、現場の方も混乱するかと思いますので、都道府県の関係する水産試験研究機関と水研機構、十分に科学的な議論を尽くして、できるだけ意見を収れんさせていくといったような、まず努力がまだ必要だと思っておりますし、そういう中で現場の科学的な意見があれば、それはきちんと記載するとか、収れんさせるような議論を尽くしていくといったようなところは重要だというふうに思っております。確かに科学は科学としてありますので、それはきちんと専門家の研究者の方でしっかりとまず議論していただくと、結果についてどうこうというわけではなくて、しっかり議論していただくというのが大事だというふうに思っております。

また、高橋委員の方からのデータと資源評価の話がありました。これだけのやっぱり魚種をやっていくとなると、相当なデータが必要になってきます。水研機構だけではなかなかできないわけでありまして、これは水産庁の資源評価・調査事業でありますけれども、そこは当然、都道府県の方にも、共同で研究しているわけですから、そちらの方にも当然、事業費、活用できるようになっていまして、それを使って例えば市場調査をするとか、現場の関係者の方にデータを取っていただくとかといったような形で、やっていただければというふうに思っております。これだけの魚種になってきますと、今までも水研機構だけではないですけれども、関係都道府県の水産試験研究機関でありますとか、大学関係のような学術機関とかも一緒にやらないと、なかなか数も多くなってきますので、そこは協力してやっていかなければいけないと思っておりますし、これまでやってきたところではありますけれども、それが一層必要になってくるのではないかというふうに考えております。

あとは、環境問題がありました。確かに今、水産庁も補正事業で、特にサンマとかスルメイカの環境要因の変動の調査をしています。確かに、環境要因によって再生産に関する影響が出てくるんだろうとは思いますが、だからといって、資源評価をしないわけにも当然いかず、必要ならやっていきますし、環境要因が変わってくれば、また魚種によってはいわゆる親魚と再生産の関係が変わってくるようなケースもあるようでございますので、そこはデータを収集しながら、一番利用可能な最良の研究者の見識に基づいて、評価をしっかりと実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

以上のような御説明がございましたけれども、川辺委員から追加で御発言があるということですので、まず川辺委員、よろしく願いいたします。

○川辺委員 ありがとうございます。

必ずしもこの評価がTAC管理に結び付かないという理解でよろしいでしょうか。

それをふまえてですけれども、特に沿岸漁業種については、やはり地域で共同管理というのをずっとやってこられたと思うんです。今後、この海洋生物資源を持続的に利用していくためには、その漁場でのエコシステム、生態系だけでなく環境の変化も同時に把握して、どうやって持続的に資源管理を進めていけるかという検討をしていくことが必要かと思えます。そういった生態系管理の方向に、地域、地域で行っていきけるような、ガイドを是非、水産庁さんでお考えいただけると、有り難いなと思いました。

以上でございます。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 それでは、御意見ありがとうございます。

先ほども申し上げたんですけれども、この200種に資源評価対象種を拡大して、全てTAC管理へ持っていくという、そういう考え方ではございませんで、その数としては、多くは自主的な管理、協定に基づく管理に活用していただくといい趣旨でございます。そういう中で、その自主的な管理の中には、川辺委員がおっしゃったような、生態系というか、漁場の管理といったところも含めての取組をやっていただくといいのは、非常に有意義なことであるというふうに考えます。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかに追加で御発言等ございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。コメントです。

先ほどデータの不足というのがあったと思うんですけれども、ぶっちゃけた話なんですけど、私、昔、沖底の減船のために、MSY、推定する仕事をやったんです。30~40系群あります。ここに挙がっている魚の半分以上、計算したことあります。だから、工夫次第なんですよ。どこで、利用できる最良なんだけれども、割り切るといっていいか、仮定しなきゃいけないことってどうしてもあるじゃないですか。そこをどこまで受け入れて計算するかという、ある意味じゃ勇気の問題というか、だと思っので。データがないからできませんと言うのは簡単で、その結果出されてきて、上の方で調整するのに四苦八苦するというのは、

ちょっと勘弁してもらいたいというのが私の意見なんです。

○山川分科会長　お願いします。

○漁場資源課長　言い方のバランスは難しいんですけども、データがないからできないということではないと思っています。もちろん、先ほど大森委員からもありましたが、相当データがそろっていて、もう既にMSYベースの資源評価ができるまでそろっている資源もあれば、さっき言ったそれより少ない2系資源もあれば、それよりデータが少なくても、例えば指標というか、ある程度の資源評価と言っていいのかどうか分かりませんが、ある程度、資源水準まで目安で出せるような資源というのもあろうかというふうに思っています。データがそろうまでと言ってしまうと、物すごい時間が完全なデータは掛かってしまいますので、データをそろえながら資源評価を進めていくというのが重要だと思っていますので。だから、そこは、ただ、最新鋭のMSYベースのきちんとした評価までできるか、それよりもっとある程度曖昧なものになるのか分かりませんが、データがないからやらないということではなくて、データをそろえながら資源評価、進めていくという方向で考えているところでございます。

○山川分科会長　ほかにいかがでしょうか。

では、いろいろと御意見出ましたけれども、出口がきっちり決まってということではなくて、今後、検討部会でもどのような形で議論を進めていくかということもございまして、その中に現場の方々の御意見をどのように取り入れていくかというようなことで、今後慎重に議論を進めていくべき問題かなというふうに思います。

では、続きまして、次の――大森委員。

○大森（敏）委員　先ほども、検討部会では関係する漁業者も含めて意見を聴くということですけども、それは正に関係する一部の方ですから、我々が申し上げているのは、ステークホルダー会合の前に、関係する漁業者とのしっかりとした対話、それが大事だと言っているの、それが検討部会に単純に切り替わりましたということでは、我々としては納得できないということは、水産庁も御理解いただきたい。

それから、重ねて言いますが、今回こういう資料が突如として出てきて、これがまた一人歩きしていく。これは水産庁の内部の資料で、公表するものじゃありませんというふうに、我々としてはしていただきたい。やっぱり資源の評価をしていくという魚種、それについて、先ほど言ったような漁業者との対話、検討部会、ステークホルダー会合、そういったものを経て、それで魚種ごとに公表していくという手順にしていだかないと、

スタートからみんな協力しなくなりますよ。そこは分かっていたきたいと思います。

○山川分科会長 強い御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

内田委員。

○内田委員 私、これ、やっぱり資源評価というのは、我々、資源を持続的に使うために、今、どういう状態にあるのかというのを把握するというのは、やっぱり国としての役割だと思っています。それで、それがなかったのが、逆に今まで対応できていなかったというのが、やっぱりいろんな魚が減ってから問題になる、それから、外国との交渉でも減った原因についてああだこうだという話になってきますので、少なくとも我々が使っている資源についてきっちりと押さえるという、その魚種を拡大していただけるというのは、非常に有り難いなという気持ちでいます。先ほどから言われていますように、その結果をどういう管理、手法に用いるかというのは、ケース・バイ・ケース、魚種により、あるいは地域によって違うと思いますので、そこは次の段階だというふうに思っています。

どうもありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、この問題に関しましては、これぐらいにさせていただきたいと思います。

続きまして、漁獲可能量留保枠の配分について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料8をお願いいたします。

漁獲可能量の留保の配分についてということで、こちら、マサバ・ゴマサバの漁獲可能量の配分について、配分量の75%を超えたら、あらかじめ御了承いただいたルールに従って、追加配分することとさせていただいているものについての事後報告でございます。

2ページ目を御覧いただきたければと思うんですけども、1月と2月にそれぞれ宮崎県に留保からマサバ・ゴマサバの配分を2,000トン、8,000トン、それぞれ追加配分いたしましたというものでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

ウェブからの方々もよろしいでしょうか。

では、次の報告事項ですけれども、特定海洋生物資源の採捕数量等について、事務局から御説明、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料9を御覧いただければと思います。

こちらの報告、定例で毎年、年度末に行っております。TAC魚種、あとTAE魚種のそれぞれの採捕の数量と、あと漁獲努力量の実績についてお示ししているものでございます。

1ページ、2ページがTACの実績の全体、あと、3ページ目から6ページまでは、その区分ごとの内訳となります。7ページ目が、TAE魚種、TAE資源に関する努力量の実績をお示したものでございます。

御説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、御質問等ございましたら。

柳川委員。

○柳川特別委員 細かいことで申し訳ないんですけれども、スケトウダラのオホーツク、これ、今年のTAC、3月でのTACですよ。

○資源管理推進室長 いや、これは平成31年、令和元年漁期の報告でございます。

○柳川特別委員 ああそうか、1年前のやつ。分かりました。すみません。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブから御参加の委員の方々もよろしいでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。何かその他ということ——高橋委員。

○高橋特別委員 意見を2点ほどお願いをしたいなと思います。

まず、1点目ですけれども、旧中型イカ釣り漁船の再編成整備ということです。

日本海は、去年はそうですけれども、中国漁船が大挙して押し寄せ、一説には16万トンもイカを獲っているのではないかというような報道もあります。今回、大和堆で北朝鮮、更には中国漁船と、我々から見れば違法漁船ということになるのですが、これらによって我が国の漁船の安全操業が妨げられ、漁獲量の減少ということになって、再編整備を行い減船をするとのようでございます。

当然、自分の国のEEZ内というのは自国の漁船を守ると、これは当たり前のことであ

って、違法と言われます中国漁船、それから北朝鮮の工船が出現をしたということで、これらによって操業が制限されたということでございます。こういう問題を前面に出して、再編整備という名の下に減船するというところでございます。

特に今後、中国の漁船なり北朝鮮の漁船が今以上に増えた場合、限りなく減船というのを続けていくのか、我が国のEEZ内に、ほかの国の漁船が入ってきて、それによって操業が妨げられ、再編整備ということで減船をしていくということが正しい政策なのか、私はそうではないと思っております。一部には老朽化した漁船、それからこの老朽化した漁船の水揚げの減少による経営困難と船舶職員側が不足によって船の運航ができないというような、自主廃業も再編整備に乗っかって減船をしていくということが正しい政策なのかどうか、非常に疑問があるということです。

むしろ、廃業していく船よりも、現在残っている現存船、更には関連業界、魚市場もそうですけれども、こういう関連業界を再編整備をして、もっと体力を付け船を造り、体制を整えた上で、自国の200海里を守ることが求められているのではないかなというように思っております。特に、船が大分古くなってきたということもありますので、新しい船を造るため、支援をしていただいて、安定的に資源を国民に供給をするということが、問われているのではないのかというように思っております。

また、道東で行われております中型のタラの国際減船ということも同様です。小型のタラはえ縄が減船もせず、なぜ中型だけが国際減船という名の下で減船をしていくのかですね。止めていく人に対する支援よりも、今現在残っている皆さん、残ってこれから持続的に漁業を続けていく皆さんに対する支援ということであれば、国民の皆さんも納得はすると思います。その辺はきちんとした対応をしていただきたいということです。

それから、もう1点なんですけれども、現在のコロナ禍の中で、非常事態宣言も解除されましたけれども、技能実習生がまだ入国できないという状況が続いております。この中で特に2号生・3号生から特定1号に移行するという事案が出てまいりました。この2号生が特に問題なんです、2号生は3年目です。1号生が1年、2年・3年が2号生ということになりますので。

彼らは、3年終わると出身国に1か月以上帰すという、そういう条件で来ています。ところが、このコロナ禍の中で一時期は帰ることもできませんでしたが、今現在は帰ることはできるということです。彼らが当初の約束を、在留期限の延長というような形で延ばして、帰国をしないまま特定1号で仕事を始めるということになります。やはり人道

的に非常に問題がある。3年間帰っておりません。そういうことでは、また日本の技能実習制度というのは奴隷制度だということで、国連なりアメリカなり、様々な人権保護団体に非常に批判されてもおかしくないような状況になってきています。

遠洋漁業の方でも、IMOの事務局長も言っておりますけれども、乗船が1年以上を超えている皆さん、外国人が特にそうなんですけれども、下船させ帰国をさせて、休暇を取らせるべきだということを、これは汽船、漁船関係なく、今、国際的に大きな問題ということになっております。

過日、国際運輸労連という世界的な労働団体があるんですが、ITFと申しますけれども、キリバスの労働組合の方からメールが入ってまいりました。日本漁船に1年以上乗船している現在118名のキリバス人を帰国させてくださいという強いメールが入ってきました。現在、関係団体、それから関係企業を含めて、対応に当たっております。なかなかルートの帰すことが難しく、ある船は実際、キリバスまで自分の船で運んでいくというようなこともしております。ただ、それ以外にも、現在104名の方が実は1年以上を超えて乗船をしているということです。先ほど申しましたとおり、国際的に非難されてもおかしくないような状況になってきているということですから、この辺の適切な対応というものは必要になってくると思っておりますので、意見として、情報提供を含めて、お伝えしておきます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

2点頂きましたけれども、何かコメント等ございますでしょうか。よろしいですか。

藤田資源管理部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

減船に関しましては、おっしゃるように、我々の方も産業をどうしていくかということで考えておりますので、しっかり再編整備をする、あるいは、再編整備するのであれば、その後の形がどういうふうになるのか、そういったものを検討を進めながら、将来見据えながら対応していきたいと思っております。

あと、労働者の問題、これはやはりちょっと個別にいろいろ事情が違うんだろうと思います。コロナの影響で非常に御不便をお掛けしている部分があるというのは、私の方も承知をしておりますけれども、しっかり関係団体とかと連携を取って、実際に現場で働く労働者の方が非人道的な状況に置かれないように、努力をしたいと思っております。その際には、



恐らく、高橋委員とかとも、情報を頂きながら、あるいは御協力を頂きながら、対応する部分があるかもしれません。その際には御協力をよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

あと、船本委員からも御発言があるということですので、船本委員、よろしくお願ひいたします。

○船本委員 鳥取の船本です。

実は、3月12日に、御存じだと思いますけれども、鳥取県沖底協会の会員船である「重宝丸」が、山口県見島沖の日本のEEZ内で、韓国漁船に平たく言ったら当て逃げされました。これにつきましては、海上保安庁さんとか、それから大日本水産会さん等を通じまして、事故処理については交渉してもらっているところですが、非常に危ないところではあります。

といいますのが、実は竹島の領有の問題で、日本海には大きく暫定水域が設定されておりまして、その南側は浜田沖にくさびのように三角形に入っております。それで、暫定水域の南側はズワイガニの好漁場でありますし、自分らも入りたいたいんですけれども、民間漁業交渉では入れんのが現状です。韓国側に占有されておるといのが現状です。

それで、韓国側の船は、ここの三角のところの暫定から、日本のEEZを突っ切って、釜山とか韓国南部に就航しておるのが現状で、水産庁さんなり保安部さんも御存じだと思いますけれども、韓国ハイウェイとか言われておるところであります。EEZ内に一部カニの漁場がありまして、「重宝丸」も曳網中で、見ておったら、不審な動きなのでストップしたら、突っ込んできたというような状況だというふうに聞いております。

日本のEEZ内で安心・安全に、他国の船に突っ込まれて漁ができんというような状況は、ただでさえ暫定水域に入れな自分ら鳥取や兵庫の沖底にとっては、EEZ内ぐらいはせめて安心・安全に漁をしたいというのが希望でありますし、ここのところを、事故処理についてはそれなりのルートでまた検討をしてもらっておりますけれども、根本的な問題として、やっぱり暫定水域内の無害・安全航行というのが義務だと思うので、安全航行になってない、無害航行になってないというのが現状です。

この辺はやっぱり海上保安庁さんなり水産庁さんなりに、厳しく取締りをしていただくことと、それから、日韓漁業協定が今のままでは、大きくは韓国がEEZに入れなくて、損をしているというか、やきもきしているというふうにマスコミでは言われていますけれども、我々ズワイガニの漁業者にとっては、今の現状であること自体が一番損をしておる

のが現実です。何とか今の状況を打破していただいて、EEZの安全航行、それから暫定水域内での漁をさせてもらう以上に、強力に働きかけていただきたいというのが、私の意見です。要望です。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

御意見を承ったということによろしいでしょうか。何かコメントございますでしょうか。

○資源管理部長 ありがとうございます。

ちょっと無害航行をしている際の事故の話と暫定水域の話は、若干性質が違う部分があるかと思います。ただ、皆様方が現場で抱えておられる思いというのは、我々の方も承知をしております。外交交渉に関するものですから、お約束というのがなかなか難しく、大変申し訳ないんですけども、そういう思い、あるいは、じかにまた機会がありますればいろいろ現地でも意見を伺って、今後の交渉に臨んでいきたいと思っております。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

ほかに、その他ございますでしょうか。

特にございませんでしたら、次回会合の日程につきまして、事務局から御案内、よろしく願いいたします。

○管理調整課長 長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございます。

次回の分科会ですが、4月下旬をめどに開催を考えております。何か緊急の場合、また別途開催することがあれば、また御連絡したいと思っております。日程につきましては後日、事務局から調整させていただきたいと考えています。よろしく願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議くださりまして、ありがとうございました。